

2022 法廷通訳の仕事に関する調査 報告書

2022 Court Interpreters in Japan Survey Report

日本語版 英語要旨付

Japanese version with summary in English



静岡県立大学法廷通訳研究会

高畑 幸 (静岡県立大学)

坂巻静佳 (静岡県立大学)

森 直香 (静岡県立大学)

水野かほる (静岡県立大学)

University of Shizuoka Court Interpreters Research Team

Sachi Takahata (University of Shizuoka)

Shizuka Sakamaki (University of Shizuoka)

Naoka Mori (University of Shizuoka)

Kaoru Mizuno (University of Shizuoka)

目次

はじめに.....	2
1. 調査結果のまとめ.....	3
2. 自由回答から:「わかりやすい、訳しやすい」話し方.....	8
3. 自由回答から:通訳人研修の有用性.....	10
4. 自由回答から:感染症対策下での法廷通訳.....	13
5. 自由回答から:法曹三者に言いたいこと.....	15
6. 単純集計数値入り調査票.....	19
7. 法廷通訳者座談会.....	38
8. Summary of Results of the Survey.....	66

はじめに

この報告書は、2012年と2017年に実施した「法廷通訳人の仕事に関する調査」から5年になる2022年に、新たな調査項目を加えたアンケート調査と座談会を法廷通訳人に対して実施し、その結果をまとめたものです。

最高裁判所発行の『ごぞんじですか法廷通訳』の最新版（2023年1月）によると、令和3(2021)年に全国の地方裁判所や簡易裁判所で判決を受けた被告人50,026人のうち、通訳人がついた外国人被告人は4,126人で、おおよそ12人に1人の被告人に通訳人がつけられています。2015年時点では、被告人の数は59,462人、そのうち通訳がついた被告人は2,694人と約22人に1人の割合であり、外国人被告人の数も通訳人が必要な被告人の数も大幅に増加しています。

しかし、裁判所の通訳人候補者名簿に登載されている法廷通訳人の数は、少なくともここ10年にわたり一貫して減少しており、2012年は4,067人であったのが、2017年は3,823人、2022年には3,321人となりました（最高裁判所事務総局刑事局『ごぞんじですか法廷通訳』による）。現在の日本においては、要通訳事件数は増加しているものの、通訳人は減少してきているということです。法廷通訳人の減少の要因として、どのようなことが考えられるでしょうか。この減少をとめるには何が必要なのでしょうか。

今回の調査にご協力くださった法廷通訳人の人数は前の2回よりも少なく、結果を一般化できるまでには至りませんでした。回答者のなかから12名の方に座談会へご参加いただき、アンケートだけでは得られない、より詳細な法廷通訳人の実態や思いを把握することに努めました。本報告書の成果が、今後の我が国の裁判手続きの公正かつ円滑な運用、および、法廷通訳人の就労環境の改善ならびに人材確保と能力構築の問題の解決に多少なりとも資すれば幸いです。

なお、この調査の実施および報告書の作成には、静岡県立大学教員特別研究推進費（2022年度）「新型コロナウイルス感染症拡大下での法廷通訳の現状と課題」（代表：水野かほる）の助成を利用しています。

末筆ながら、本調査の実施にご協力くださいました法廷通訳人の皆様、関係者の皆様、そしてこの問題に関心を持つ皆様に深く御礼申し上げます。

2023年3月

静岡県立大学法廷通訳研究会

代表 水野かほる

1. 調査結果のまとめ

この調査は、日本で法廷通訳経験がある方を対象としたものです。2012 年に行った第 1 回調査では 101 人、2017 年の第 2 回調査では 55 人から回答を得ましたが、今回の回答数は 39 人とどまりました。回答者の属性は第 1 回・第 2 回調査とほぼ同じで、語学を習得した高学歴の 40～50 代で、比較的女性が多いと言えます。

今回の調査で新たに設けた質問項目は、新型コロナウイルス感染症拡大後の状況です。感染症拡大後(2020 年 2 月以降)、回答者の 8 割が法廷通訳を経験しました。約半数の方が、通訳の受任件数が減ったと回答していました。

また、アンケート回答者のうち承諾を得られた 12 人に対してオンライン座談会(グループインタビュー)を行いました。そこから、裁判所に対して以下の 7 つの要望が出されました。①報酬基準を明確化すること、②法廷で読み上げられる文書を1週間前までに法廷通訳人に渡すこと、③法廷で読み上げられる文書の送付方法として電子メールも認めること、④オンラインでの通訳を普及させること、⑤法廷通訳人の研修機会を増やすこと、⑥法廷通訳人の責に帰さない理由で公判通訳ができない場合に報酬を補償すること、⑦法廷通訳人と法曹三者が意見交換をする場を設定すること、以上の 7 点です。①②⑤⑦は 2012 年と 2017 年のアンケートでも出ていましたが、③④⑥は今回新たに出た要望です。司法手続きのデジタル化が求められます。

調査の概要

▼調査主体：静岡県立大学法廷通訳研究会 (University of Shizuoka Court Interpreters Research Team)。構成員：水野かほる (代表、静岡県立大学教授・日本語教育)、高畑幸 (静岡県立大学教授・社会学、法廷通訳人、アンケート調査担当)、坂巻静佳 (静岡県立大学准教授・国際法)、森直香 (静岡県立大学准教授・スペイン語教育、スペイン文学)。▼調査の目的：法廷通訳者が感じる負担は何か、それを軽減するためにはどのような制度的配慮が必要なのかを明らかにし、その改善に向けた提案をする。▼調査対象：日本国内で法廷通訳の経験がある方。▼調査方法：オンラインで回答できる調査票 (Google フォーム)。サンプリングは機縁法。▼調査票および座談会の言語：日本語。▼調査時期：(アンケート調査) 2022 年 2 月 20 日～3 月 10 日、および 2022 年 7 月 1 日～7 月 23 日。(オンライン座談会) 2022 年 9 月 8 日、9 月 16 日、9 月 17 日。▼調査票配布数：計算不可能。▼アンケート回収数：39 票 (有効回答数：39)。▼座談会参加者数：12 人。▼事務局：静岡県立大学国際関係学部・高畑研究室内。

調査票の回答者は女性が7割。50代が半数をしめ、首都圏・近畿地方・東海地方の都市部居住者が多い。学歴は大学院卒が6割、第一言語は日本語が8割。

▼調査票の回答者の性別は、回答があった35人のうち、女性は28人(71.8%)、男性は9人(23.1%)でした。年齢は51～60歳(51.3%)が最も多くなっています。▼居住地は、近畿地方(30.8%)が最多です。▼学歴は、大学卒業以上(大学院等)が23人(59.0%)で最多です。▼第一言語は、日本語が31人(79.5%)、次いで日本語以外が6人(15.4%)となりました。

調査票の回答者の通訳言語は、英語、スペイン語、インドネシア語が多い。シンハラ語等、少数言語の通訳人も必要とされている。

▼通訳言語(複数回答)で最も多いのは英語(38.5%)、次いでスペイン語(20.5%)、インドネシア語(12.8%)でした。

法廷通訳への動機は、①自分の能力が生かせる、②社会貢献ができる、③使命感。自分から裁判所に連絡をとり、希望した人が多い。

▼法廷通訳への動機(複数回答)では、①自分の能力が生かせる(76.9%)、②社会貢献ができる(69.2%)、③外国語と日本語ができる者としての使命感(59.0%)、④自分の能力向上につながる(51.3%)、でした。▼「報酬が良いこと」を動機とした人の割合は、2.6%にとどまります。▼入職経路は、自分から裁判所に連絡をとり希望した人が59.0%と最多でした。

法廷通訳開始年は1970年代から2020年代まで。担当事件件数は10件以下から201件以上まで幅広い。外国人事件数が多い首都圏での通訳経験がある人が多く、警察・検察等での司法通訳経験も。裁判員裁判経験者は半数弱。

▼法廷通訳開始年は1970年代から2020年代までさまざまですが、開始時期で最も多いのは1990年代でした(41.0%)。担当件数では、201件以上が多く(20.5%)、次いで11-20件(17.9%)となります。▼担当事件の管轄高裁(複数回答)は東京高裁が最多(59.0%)で、外国人事件および通訳人の数は都市部に偏っていることがわかります。▼法廷通訳だけでなく、警察や検察庁での捜査通訳経験者も多くいます。▼裁判員裁判経験者の割合は48.7%と前回調査(52.7%)から微減となりました。▼法廷通訳人として自分は「中堅」だと思える人が半数を占めました。▼すでに法廷通訳をやめた方が10.3%いました。

9割以上が、法曹三者の発言が訳しにくいと感じたことがある。
比較的訳しやすいのは裁判官。主語と述語が明確で、ひとつのセンテンスが短いことが訳しやすさにつながる。

▼法曹三者の発言を訳しにくいと感じることが「よくある」と「たまにある」を合わせて 91.5%。▼比較的訳しやすいのは裁判官の発言 (54.3%) でした。▼わかりやすさを感じる話し方として、①主語と述語が明確 (71.4%)、②ひとつのセンテンスが短い (68.6%)、③通訳人に気配りをしてくれる (65.7%)、があげられました。▼座談会においても、訳しにくい表現について同様の指摘がなされました。

法曹三者で比較的訳しにくいのは検察官。センテンスが長くて主語がない、構造がわかりにくいことが訳しにくさにつながる。

▼逆に、比較的訳しにくいのは検察官の発言 (60.0%) でした。▼わかりにくく感じる話し方として、①ひとつのセンテンスが長い・主語がないなどわかりにくいセンテンスで話す (ともに 68.6%)、②センテンスの構造がわかりにくい (62.9%) などがあげられました。

法廷通訳で疲労やストレスを感じる人は9割弱。その結果、集中力が途切れやすくなる、単語がとっさに出てこない、ミスをしないうか不安になる。

▼法廷通訳をしていて疲労やストレスを感じるものが「よくある」と「たまにある」を合わせて 31 人 (88.6%)。▼疲労やストレスが原因で起こることとして (複数回答)、①集中力が途切れやすくなる (57.1%)、②小さな訳し落としをする (42.9%)、③単語がとっさに出て来ず苦労する、ミスをしないうか不安になる (ともに 37.1%) 等があげられました。

法廷通訳人は大きな心理的負担を感じている。公の場で通訳するプレッシャー、誤訳を指摘され批判されることへの不安、自分の誤訳や訳し落としで被告人等の人生が左右される不安等。

▼法廷通訳人が感じる心理的負担 (複数回答) としては、①公の場で通訳するプレッシャー (48.6%)、②誤訳を指摘され批判されることへの不安 (45.7%)、③自分の誤訳や訳し落としにより他人 (被告人等) の人生が左右されることへの不安 (37.1%) があげられました。

通訳報酬は少ないと感じる回答者が8割弱。主な理由は、①公判前の関係資料の翻訳が無報酬であること、②責任の重さに比べて報酬が低いこと。報酬の明細が示されず、算定基準があいまいなことに問題を感じている。

▼通訳報酬が「少ない」「どちらかといえば少ない」を合わせて77.1%。その理由（複数回答）は、①公判前の関係資料の翻訳が無報酬（88.9%）、②責任の重さに比べて報酬が低い（74.1%）、③他の通訳の仕事に比べて報酬が低い（55.6%）でした。▼法廷通訳報酬で問題だと感じているのは、①明細がわからない・算定基準があいまい（ともに71.4%）、②事件の難易度が報酬に反映されない（65.7%）、③能力の差が報酬に反映されない（45.7%）でした。▼座談会においても、準備の時間や負担に比して報酬が少ないといった指摘がなされました。

裁判員裁判で通訳人の負担が増えたと感じる人は約7割。理由は、①翻訳が必要となる書類が多く準備の時間が足りないこと、②連日公判があり、翌日の準備の時間が足りないこと、③拘束時間が延びたこと。

▼裁判員裁判経験者18人のうち、この制度の導入で通訳人の負担が「とても増えた」「少し増えた」と感じているのは72.2%。▼理由は、①翻訳が必要となる書類が多く準備時間不足（76.9%）、②集中審理により連日公判があり、翌日の公判のための準備時間が不足（69.2%）、③拘束時間が延びた（53.8%）などでした。▼座談会においても、資料を翻訳する時間が短いとの指摘がなされました。

受講者の約8割、講師の8割が裁判所主催の通訳人研修を有意義だと考える。研修回数の増加を望む。

▼回答者の約8割が受講生または講師として研修の参加経験がありました。▼受講生としての参加(N=25)については、約8割が「非常に有意義」「有意義」と回答。講師としての参加(N=15)でも、8割が同様に回答しています。自由回答では、「もっと頻繁に研修を開催してほしい」との意見もありました。▼座談会においては、法廷通訳人の育成が必要との意見が相次ぎました。

コロナ禍以降、法廷通訳を行った人は8割だが、約半数の人が裁判件数が減少したと回答。

▼回答者の8割が、新型コロナウイルス感染症拡大後（2020年2月以降）も法廷通訳を行いました。約半数が、コロナ禍で裁判件数が減少しました。▼裁判所で行われた感染対策は、①マスク着用の義務付け（89.3%）、②手指消毒液の設

置（57.1%）、換気（35.7%）が行われており、約7割が感染へのリスクを「感じなかった」と答えていました。

（注）

- ①19 ページから単純集計数値入り調査票を掲載しています。あわせてご覧ください。
- ②集計は小数第2位を四捨五入して算出しました。したがって、回答率を合計しても100%ちょうどにはならず、1%の範囲で増減することがあります。
- ③回答の比率(%)は、その設問の回答者数を基数Nとして算出しました。したがって、複数回答の設問は、すべての比率を合計すると100%を超えることがあります。
- ④N(Number of Cases の略)は比率算出の基数であり、100%が何人の回答者数に相当するかを示します。
- ⑤本文やグラフ・数表上の選択肢表記は、場合によっては語句を簡略化しています。
- ⑥設問に対する「無回答」がある場合にはこれを表示しないため、基数Nは設問により異なります。

2. 自由回答から:「わかりやすい、訳しやすい」話し方

自由回答欄への記述は、できる限り原文のまま載せています。一部、執筆者が特定されないよう、また読みやすさを考慮して編集を加えていることをお断りします。

<平易な言葉で>

- 専門用語をやさしい言葉に変えてほしい。
- 専門用語を使わないで欲しい。
- やさしい表現に変えて欲しい。

<短文でゆっくり、はっきりと>

- 短く簡潔に、はっきりと。早口で口の中でモゴモゴと立て板に水のように話すのではなく、滑舌良く、短い文章にすれば、被疑者に対しても伝わりやすい。
- 二重否定は使わず、センテンスを短くしてほしい。
- できるだけ判りやすく、短い文章で質問してほしい。
- ゆっくり話す。
- スピード、文の長さ、文末を省略せず完全な文で発話してほしい。
- ひとつのセンテンスを短めに、又、耳で聞いて即座に理解できる言い回しを使って頂きたいです。
- 大きい声でゆっくりとやさしい言葉を用いて。
- 文の構造を簡潔にしてほしい。専門的な語彙の時は、それを声の大きさなどでマークしてほしい。
- 前置きが長いセンテンスは最後まで通訳人もなんの話をしたのか分からず、訳す時に組み立て方を考えてしまうときがある。なるべく簡潔に伝えることを考慮してもらえるとありがたいです。

<主語と述語を明確に>

- 主述関係を明確に。何を聞きたいのか明確な意図を示してほしい。通訳人に分かりやすい話し方は被告人、被疑者にも分かりやすい話し方だと思う。

- 主語と述語が対応し、長すぎない文を適当な速度で話していただければと思います。
- 主語の明確化、短い文、二重否定を使わない。
- 主語は必ず入れて欲しい。二重否定は避けてほしい。一文を簡潔にしてほしい。
- 主語、述語を明確に。文章を短く。

<検察官の話し方がわかりにくい>

- 被告人質問などで「あなたは～といたしましたが」という類の前提が長く、質問の核心がわかりにくい。特に検察官。
- 弁護人側とは事前に接見などで話を聞いており、場合によっては質問リストなどの事前資料をくれるなどの接点があるため、自然に「分かりやすさ」が得られやすい。検察側とは起訴状と証拠カード等、最低限の資料をもらうのみなので、事前情報量において検察側に「分かりにくさ」を感じると思われる。検察側は「通訳人は被告人側」という思いがあって、意識的に無意識的に裁判時に通訳人を圧迫する「分かりにくさ」を武器にしているのではないかと。

<その他>

- 通訳人のためというよりは、日本語を解しない人に分かってもらおうという意識と配慮が欲しいです。
- 必要な情報の共有。人物関係や争点、現場の位置関係などがわからないと訳せない。
- 曖昧な質問、主語はもちろん目的語がはっきりしないで推測するような問いかけは「○○のことですか？」と確認しないといけなくなります。

3. 自由回答から:通訳人研修の有用性

受講生として参加

<有意義であった>

- 交流が出来て有意義だった。
- 複数の裁判官、書記官、また複数の通訳者の皆さんと意見交換、情報交換など色々できた事が大変良かった。
- 当時の講師からは得たものはあまりありません。むしろ判事など裁判所関係者の講義は有意義でした。
- 普段、疑問に感じていることが質問できた。
- 自分が使わないネイティブ表現に触れることができました。
- 最初の研修では模擬裁判形式で通訳できた。実際の法廷通訳業務が経験でき、しかも先輩通訳者からフィードバックをもらった。
- 個別に練習したあとに、アドバイスが聞けたこと。
- 頻繁に法廷通訳を引き受けているわけではないので、模擬通訳を通して練習することができたのが良かった。他の通訳人の訳し方を知ることができた。
- 模擬裁判の形で経験できて非常に参考になった。また、ほかの通訳人の能力を知り、自分はかなりレベルが高いのだと今後の仕事に対して自信が持てた。
- 内容が良かった。
- 模擬裁判は大変有意義でした。
- 実際に案件を担当する前に流れを知ることができた。自分が担当したことのない事例も扱われて参考になった。
- 実際の法廷の進行内容を教えてくれた。
- 通訳裁判を傍聴したことがなかったので、模擬でも参考になった。
- 裁判所側の考え方を知ることができた。
- 裁判所での模擬通訳があったこと。司法専門家から説明を受けたこと。

<有意義ではなかった>

- いまひとつだった。

- 研修の模擬裁判が通常の裁判よりも難しすぎた。ネイティブが多く、気おくれする。
- 質問に講師が答えてくれない。
- 講師のレベルが必ずしも高いとは思えない。
- 講師の方の声が聴きにくかったし、高慢な話し方だった。
- 準備をしていっても、自分の番になったのは非常に限られた部分だったし、コメントしてもらえなかった。残りの部分についても法廷が広すぎて受講者の声が聞こえなかった。
- 基本的すぎたほか、個別言語の訳の精査ができない。具体的な通訳の難しさの事例などが取り扱われなかった。
- 他の受講者との意見交換ができない。
- まったく語学力のない研修生もいて、通訳人に対する裁判所のスタンスを垣間見ることができた。

講師として参加

<法廷通訳人の交流の場として有意義>

- 出会うことの少ない通訳人同士で話げできた。
- 通訳人参加者相互の情報交換となった。裁判官に対して法廷通訳と捜査段階通訳の違いを明確に理解してもらえたと感じた。
- 2日間研修の場合は内容が充実。裁判官サイドの見解に触れることができる。
- 法廷通訳の練習になる。実際の裁判では誰も指摘してくれないが、研修では指摘される。受講者と講師は法廷通訳人として情報交換できる。

<その他の理由で有意義>

- 模擬法廷は研修として意義があると思う。ノートテイキングの存在すら知らない受講生がいて、新知識を提供する機会になったと思う。
- 基本的なことを知らない受講者が多かったため。
- (参加者から)良いフィードバックをもらえた。
- 実際の通訳をでき、フィードバックも与えられたから。
- 経験したエピソード(成功談、失敗談)を話し、参考になっただろうと思うから。
- 模擬裁判のシナリオがよくできていたし、実際の公判の傍聴もできたから。

- 実際の判例や経験を元に講義をしたので（有意義であったと考えられる）。
- 受講生の語学力の差があきらかになったこと。

4. 自由回答から:感染症対策下での法廷通訳

<聞き取りにくい>

- コロナでプラスチックのパーテーションがあると意外に聞き取りにくい。サイズの小さいマスクをしている人が話すとマスクの布が唇に擦れたり唇にくっつき過ぎたりして、聞き取りにくくなりやすい。
- マスク着用により、非常に聞き取りにくい。特に被告人は緊張していることもあり、声が小さくて聞き取り困難だったので、ストレス・疲労を感じた。
- 被告人はマスクを外して発言してもいいのでは。私は日本語話者なので、日本語の聞き取りはマスク越しでも問題ないが、外国語の聞き取りの難易度が難しくなったため。
- 正確性が保てないので、コロナ禍での通訳は引き受けたくない。

<話しにくい>

- 訳す時にクリアマスクを認めてくれる裁判所は良いが、通常のマスクだと息苦しく感じて集中力に欠けることがあったので、ストレス・疲労を感じた。
- マスクをして通訳すると、正確性が低下する恐れがある。
- 喋る仕事に従事する者は、法廷内外に限らず、ウレタンマスクや布マスクで発話するのは避けるべきだと思う。
- とにかく、コロナが収まるまでは、対面での通訳はやりたくない気持ちです。

<感染対策に不安を感じた>

- 裁判所入口にて手指の消毒が求められていないのはやや不安材料である。
- 裁判員の間にはアクリル板があったが、通訳人席にはなかった。二人で通訳をするときに、すべて消毒なしに交代で（ワイヤレスシステムのヘッドセットを）使うのが不安だった。弁護人と被告人もアクリル板なしに、顔を寄せ合って話しているのを見て不安になった。裁判員だけでなく参加者全員の安全を考えてほしいと思った。
- フェイスシールド・マスクは自前で持参して対面通訳を行っているが、アクリルパネルを設置、換気を十分行うなど配慮が欲しい。

<感染対策に不安は感じなかった>

- 通訳人の法廷での位置は、密になることはないですし、職員との会話も距離感ありますので、特に気になりません。
- どなたとも比較的距離を取れる位置で通訳を行ったため、感染リスクは特段感じませんでした。

<その他>

- 感染症に関しては、関係者に陽性や濃厚接触者が発生すると期日が延期するので、それが被疑者の長期勾留につながるのが気の毒です。

5. 自由回答から:法曹三者に言いたいこと

<法廷通訳には構文力が大切>

○捜査段階における通訳と法廷通訳とは違う点が見過ごされているように感じている。つまり前者においては会話通訳（話し言葉）が中心だが、後者においては会話もあるがフォーマルな長文をまとめる構文力（書き言葉）が強く要求されているという違いである。どうも日常会話が流暢なら法廷通訳はできるという誤解があるように思えてならない。よく裁判所で聞くのは、「初心者でも簡単な自白事件（出管法違反事件など）公判通訳の経験を積めば、やがて難しい事件（否認事件など）公判も出来るようになるだろう」という考えである。この考えは間違いだとは思わないが、通訳人自身が構文力を高めるべく努力をしないと、簡単な事件の通訳だけを経験して、そのまま難しい事件の通訳が出来るようになるとは考えられない。むしろ自白事件の場合、執行猶予が想定される被告人は、通訳人の訳語が理解できなくても、疑問に感じても、敢えてそれを言わず分かったふりをするのではないかと思えるのである。そうなると通訳人は、皮肉なことに簡単な事件の通訳を重ねる度に、自分は正しく通訳しているという間違っただけの自信だけがつくことになるのではないだろうか。

<法曹関係者と話したい>

- 法曹関係者と通訳人との間での話し合いの機会が欲しい。
- 法曹関係者と通訳人の意見交換の場が増えれば良いと思う。

<マスクでの通訳はしづらい>

○マスクをしての発話は聞き取りづらく、（法曹三者から）通訳人の存在を失念されると大変にやりづらい状況になります。言葉をそのまま伝えるのは大前提ですが、その言葉の本意が文化的に伝わらないこともあり、あ=A という訳ではなく被告が理解できるように伝えたいという葛藤（あ、とは50音の最初の音、という説明を入れるなど）があります。足さない・引かない・変えないで伝わっていないことが見て取れるときに、どうすればいいのか迷います。

<二人体制で通訳したい>

○関東の裁判所では、長時間の裁判員裁判でも通訳の二人体制がなかなか認められない。他の地方の裁判所では認められているので、裁判所によって通訳の運営が違うのは問題ではないかと思う。

<公判で読み上げる資料は早くほしい>

○翻訳に時間が必要で、通訳人にとっての法廷通訳とは多くの場合「副業」ですので、本業があります。従って直前に資料を送られてもすぐ翻訳できるとはかぎらない、つまり、通訳人の時間を尊重してもらいたいと思います。

<待遇の問題>

○法廷通訳をするのに必要な知識な技術はかなりの勉強を必要とするということ、それでも背景がわからなければ正確に通訳できないことがあり得ること（接見同行通訳必須）、たとえ5分でも公判や接見を入れたためにほかの仕事を断っているのだからドタキャンのときに報酬ゼロは困るということなどを理解し、きちんとプロとして扱ってほしい。

○裁判所が法廷通訳の採用基準や能力向上への取り組みを強化すべき。法廷通訳人を通訳機扱いしない（証拠書類は事前にシェアする）。

○数年前に「誤訳」の新聞記事が大々的に取り上げられ、法廷通訳への心理的負担が通訳者に生まれてしまい、法廷通訳を目指す方が減ってしまった感じもあります。

○裁判所での法廷通訳人は、その労力と責任の重さに比べ報酬がすこぶる少なく、今後後継者不足に悩むと思う。また、法廷通訳の能力で一番大事なのは日本語の理解力であるので、安易に外国人で日本語がわかる人を使うのではなく、日本語が母国語で外国語を通訳レベルで話せる人を育てていくべき。また、裁判所は通訳人の報酬増額、即ち予算獲得にもっと力を入れるべき。

○研修制度を設けてほしい。ある程度の仕事の保証をしてほしい。

<リモートの通訳を望む>

○リモート通訳の導入を急いでほしい。

○口元が見える状態での遠隔通訳システムができるといいなと思います。音声クリアで画面共有ができれば可能性としてあるのではないかと思います。

○Zoomなどを利用した遠隔による通訳を導入してほしい。そろそろ文書をメールで送受信を許可してほしい。（現状では数少ない弁護人のみです）

<新型コロナウイルス感染症拡大による仕事の変化>

- 外国人の来日が減って要通訳案件が減っている現状だが、コロナが収束したあとにどれくらいの法廷通訳人が残っているのか心配。
- 新規で入国される外国人が激減しているので、国内在住者による事件が中心になっていますが、これは仕方のないことだと思います。
- コロナ以降、本当に「通訳者」として活動の場が全くなり、一時期は本当にどうしたらよいのだろうと考えた。フリーランスのための給付金なども受け取り、なんとか翻訳業で生活を支えてきた感じだ。昨年、久しぶりに通訳としての仕事があり、楽しく充実していた反面、年齢のせいもあるだろうが、コロナ前よりもずっと疲れた。全員がマスクをしているので、聞き取りにくいし、自分も前よりも大きな声で話す必要があった（お互いに離れているので）。通訳終了後は、もう今後は通訳の仕事は難しい気がするほどぐったり疲れて数日寝込んだ。通訳する能力そのものは衰えを感じておらず、「2年近く通訳してないのにこんなにスムーズに通訳できるものなのだな。経験とはすごいな」と驚いたほどだったが……。寝込んだ自分を見て、もう若い世代に任せた方がいいのか、とも思った。ただせっかく多くの法廷通訳人の経験もしてきたのに、若い世代の通訳人との交流の場も何もないので、これまでの経験からのアドバイスなどを伝えることも一切できない。法廷通訳人セミナーだけでなく、法廷通訳人を集めた座談会、交流会、などのような場があればと願っている。

<研修の機会を望む>

- もっと法廷通訳の機会を増やして欲しい。
- 専門的な知識が不足しているので増やしたい。
- 2021年、初めて法廷での通訳を行いました。事前にできる限りの準備をして当日に臨んだこともあり幸い、何事もなく無事に任務を終えることができましたが、経験が浅い時期はベテランの方と2人組で対応するなど、実際の現場に慣れる機会があればより自信をもって取り組むことができるのではないかと感じました。実際に通訳を行う前に、何度か傍聴にも行きましたが、やはり自分が通訳として臨む時と心境は大きく異なりましたので、ビギナー通訳人が独り立ちをする前に、現場に立つ感覚をつかめる機会を頂けたらと思っています。

- 将来的には、オーストラリアの NAATI (National Accreditation Authority For Translators and Interpreters) のような資格制度を採用すべきでしょう。
- 別の法廷通訳人のいる裁判を複数傍聴したときに、自分の担当する言語と同じ法廷通訳人や、(法廷通訳はしないが) ある程度理解できる英語の法廷通訳人の能力に疑問を抱いたことがあった。お互いの能力をチェックしたりブラッシュアップしあう制度・機会があるとよい。
- 近年、司法通訳のための検定や試験などが取り上げられますが、それ以上に能力向上のための研修あるいは同言語内での訳語などの情報シェアの場をもっと作れると良いと思います。

6. 単純集計数値入り調査票

2022 法廷通訳の仕事に関するアンケート

■ ご協力をお願い ■

私どもは、静岡県立大学国際関係学部の教員チームです。

在留外国人の増加に伴い、日本語を十分に解しない被告人が法廷に立つことがあります。法廷通訳は負担が重いので敬遠するという通訳者の方もおられるようです。また、近年、法廷通訳人は減少傾向にあります。

そこで、法廷通訳人が感じる負担は何か、それを軽減するためにはどのような制度的配慮が必要なのかを明らかにし、その改善に向けた提案をすることを目的として、法廷通訳経験者を対象としたアンケート調査を企画しました。現役の方も、すでに辞めた方も、ご回答ください。

2012年及び2017年に法廷通訳の経験がある方々を対象に同様のアンケート調査をお願いし、それぞれ101人、55人の方にご回答いただきました。今回のアンケートに初めてご回答の方には現在のお仕事について、前回もご回答いただいた方にはその後のお仕事の変化についておたずねしたく、お願いする次第です。

【所要時間と質問項目】

アンケートのご回答には20～30分かかります。この先、主に以下の5点につきおたずねします。

1. 法廷通訳の経験について
2. 法廷通訳の負担について
3. 裁判所による研修について
4. 新型コロナウイルス感染拡大後の変化について
5. あなたご自身について（性別、年齢等）

【謝礼】

回答者全員に謝礼（図書カード1,000円分）を差し上げます。

【調査結果の公表】

これは無記名のアンケートで、回答は統計的に処理されます。

調査結果は後日公開するほか、調査結果をもとに、学会・研究会等で発表したり、論文を公表したりする可能性があります。

【個人情報保護】

アンケートの回答は任意で、無記名で回答できます。

回答いただいたデータは、情報の含まれたファイルにパスワードを付して暗号化してハードディスクドライブに保存します。

【集計結果と謝礼送付のための連絡先収集】

集計結果のPDFファイルをご希望の方は末尾にメールアドレスをお書きください。

謝礼（図書カード1,000円分）をお受け取りいただける方は、末尾に郵送先を書いて下さい。

なお、メールアドレス、郵送先等の個人情報と回答は紐づけません。

個人情報は厳重に管理し、目的外使用はしないことをお約束します。

【回答にあたってのご注意】

回答はおひとり1回でお願いします。

回答の途中で一時保存をすることができません。また、回答終了後に送信すると、取り消せませんので、ご注意下さい。

【研究倫理】

このアンケートは静岡県立大学 研究倫理審査委員会の承認を受けて実施しています（受付番号3-50）。

何かご不明の点がありましたら、アンケート担当の高畑までご連絡ください。

お忙しいところを恐縮ですが、どうぞよろしくご協力をお願い申し上げます。

【調査期間・調査主体・連絡先】

- ・対象：日本国内で法廷通訳の経験がある方（すでに辞めた方を含む）
- ・調査期間：2022年2月14日～2022年3月3日
- ・調査主体：静岡県立大学法廷通訳研究会
- ・研究代表者：水野かほる（静岡県立大学国際関係学部教授）
- ・研究分担者：高畑幸（静岡県立大学国際関係学部教授、法廷通訳人）、坂巻静佳（同・准教授）、森直香（同・准教授）
- ・アンケート担当・連絡先：高畑 幸

〒422-8526 静岡市駿河区谷田52-1 静岡県立大学国際関係学部
メール takahata (ここに@を入れて下さい) u-shizuoka-ken.ac.jp

*本調査は、令和3年度静岡県立大学教員特別研究推進費「コミュニティ通訳の現状と課題」(代表：静岡県立大学・水野かほる)の研究助成を利用しています。

はじめにおたずねします

2012年・2017年に私どもが行った同様のアンケートにご回答いただきましたか。それとも、今回が初めてですか。(N=39)

今回が初めて 13 (33.3%)

2012年または2017年のアンケートにも回答したと思う 26 (66.7%)

法廷通訳の経験についておたずねします

1. 法廷通訳を始めたきっかけは何ですか。(複数回答可)(N=39)

自分から裁判所に連絡をとり希望した 23 (59.0%)

家族や友人・知人からの紹介 10 (25.6%)

学校・大学の先生からの紹介 3 (7.7%)

派遣会社の紹介 1 (2.6%)

その他 8 (20.5%)

2. 法廷通訳を始めたとき、何を魅力だと感じましたか。(複数回答可)(N=39)

自分の能力が生かせる 30 (76.9%)

社会的信用が得られる 7 (17.9%)

報酬が良い 1 (2.6%)

ある程度、時間の自由がきく 9 (23.1%)

外国語と日本語ができる者としての使命感 23 (59.0%)

新しいことに挑戦できる 15 (38.5%)

自分の能力向上につながる 20 (51.3%)

社会貢献ができる 27 (69.2%)

その他 2 (5.1%)

3. 何語の法廷通訳をされていますか。(複数回答可)(回答必須)(N=39)

中国語(北京語) 3(7.7%)
中国語(広東語) 1(2.6%)
中国語(台湾語) 0(0.0%)
中国語(その他) 0(0.0%)
韓国・朝鮮語 3(7.7%)
ポルトガル語 0(0.0%)
フィリピン(タガログ)語 4(10.3%)
スペイン語 8(20.5%)
ベトナム語 1(2.6%)
タイ語 0(0.0%)
英語 15(38.5%)
ペルシア語 0(0.0%)
シンハラ語 1(2.6%)
ネパール語 0(0.0%)
インドネシア語 5(12.8%)
その他 4(10.3%)

4. 法廷通訳として初めて公判の通訳を担当したのは何年ですか。(例:2014)(回答必須)(N=39)

1970年代 1(2.6%)
1980年代 1(2.6%)
1990年代 16(41.0%)
2000年代 12(30.8%)
2010年代 6(15.4%)
2020年代 3(7.7%)

5. これまでの公判担当事件数を教えてください。(勾留質問は含みません)(回答必須)(N=39)

1-10件 6(15.4%)
11-20件 7(17.9%)
21-50件 6(15.4%)
51-100件 6(15.4%)
101-200件 6(15.4%)
201件以上 8(20.5%)

6. 5年以上、法廷通訳人をしてきた方におたずねします。2017年から2020年2月（コロナ禍の前）で、法廷通訳の仕事量（受任した件数）に変化はありましたか。（N=39）

増えたと思う 2 (5.1%)

減ったと思う 19 (48.7%)

あまり変化はない 11 (28.2%)

7. これまで、どの場所で法廷通訳をされましたか。（刑事事件に限ります。証人の通訳等、部分的なご担当も含みます。）（複数回答可）（回答必須）（N=39）

札幌高裁管内（北海道） 3 (7.7%)

仙台高裁管内（青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島） 4 (10.3%)

東京高裁管内（茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川、新潟、山梨、長野、静岡） 23 (59%)

名古屋高裁管内（富山、石川、福井、岐阜、愛知、三重） 8 (20.5%)

大阪高裁管内（滋賀、京都、大阪、兵庫、奈良、和歌山） 12 (30.8%)

広島高裁管内（鳥取、島根、岡山、広島、山口） 2 (5.1%)

高松高裁管内（徳島、香川、愛媛、高知） 4 (10.3%)

福岡高裁管内（福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄） 5 (12.8%)

8. 以下の場所で司法通訳人として活動した経験があればチェックしてください。（複数回答可）（回答必須）（N=39）

警察（警察署、捜査の現場） 26 (66.7%)

検察庁 26 (66.7%)

法律事務所 16 (41.0%)

司法支援センター（法テラス） 21 (53.8%)

家庭裁判所 24 (61.5%)

保護観察所 10 (25.6%)

拘置所 29 (74.4%)

刑務所 15 (38.5%)

少年鑑別所 13 (33.3%)

少年院 5 (12.8%)

少年刑務所 3 (7.7%)

出入国在留管理庁 20 (51.3%)

財務省税関 5 (12.8%)

海上保安庁 7 (17.9%)
厚生労働省労働基準監督署 4 (10.3%)
厚生労働省麻薬取締部 4 (10.3%)
その他 2 (5.1%)

9. 裁判員裁判での担当事件件数を教えてください。証人の通訳等、部分的なご担当も含みます。(回答必須) (N=39)

経験なし 20 (51.3%)
1-5件 11 (28.2%)
6-10件 2 (5.1%)
11-20件 1 (2.6%)
21-30件 4 (10.3%)
31-50件 0 (0.0%)
50件以上 1 (2.6%)

10. 自分のことを法廷通訳人としてベテランだと思いますか、それともビギナーだと思いますか。(回答必須) (N=39)

ベテランである。数多くの事件を担当した。中には難しい事件も含まれていた。
13 (33.3%)
中堅である。ビギナーではないがベテランとも言えない。 20 (51.3%)
ビギナーである。まだ経験が足りない。 6 (15.4%)
わからない。なんとも言えない。 0 (0.0%)

11. あなたは、現在も法廷通訳をしていますか。それとも、すでに辞めていますか。(回答必須) (N=39)

現在も法廷通訳をしている、現役通訳人である 26 (66.7%)
すでに法廷通訳をやめた 4 (10.3%)
自分ではどちらかがわからない(しばらく依頼がない等) 9 (23.1%)

通訳の仕事の負担についておたずねします

この先、「言葉の使い方が原因となる負担」「身体的・心理的負担」「裁判員裁判やチーム通訳による負担」についておたずねします。

12. 法廷通訳をしていて、法曹三者(裁判官、検察官、弁護人)の発言が「訳しにくい」と感じることはありますか。(裁判員は除きます) (N=35)

よくある 10 (28.6%)
たまにある 22 (62.9%)
あまりない 3 (8.6%)
まったくない 0 (0.0%)

13. これまでのご経験で、法曹三者のうち、比較的わかりやすい、訳しやすい話し方をするのは、どの立場の人だと感じますか。(N=35)

裁判官 19 (54.3%)
検察官 2 (5.7%)
弁護士 13 (37.1%)
わからない 1 (2.9%)

14. 法曹三者のわかりやすい話し方についておたずねします

法曹三者のどのような話し方が、わかりやすさを感じさせるのでしょうか。(複数回答可) (N=35)

声の大きさが適当である 7 (20.0%)
話す速度が適当である 17 (48.6%)
はっきりした発音で話す 14 (40.0%)
ひとつのセンテンスが短い 24 (68.6%)
センテンスの構造がわかりやすい 例：「すでに家に到着していたAはすぐに仕事を始めた」ではなく、「Aはすでに家に到着していて、すぐに仕事を始めた」のように話す。 19 (54.3%)
わかりやすい語彙の使用 20 (57.1%)
主語と述語が明確である 25 (71.4%)
二重否定を使わない 18 (51.4%)
法廷独特の言い回しを使わないで日常使用する表現を使う (例：「情を知らない」) 9 (25.7%)
何をどう聞き出したいかなど、発言の意図が明確である 21 (60.0%)
身振り手振りを交えて話す 1 (2.9%)
通訳人に気配りをしてくれる 23 (65.7%)
その他 0 (0.0%)

法曹三者のわかりにくい話し方についておたずねします

15. 逆に、これまでのご経験で、法曹三者のうち、しいて言えば、最もわかりにくい、

訳しにくい話し方をするのは、どの立場の人だと感じますか。(N=35)

裁判官 1 (2.9%)
検察官 21 (60.0%)
弁護士 9 (25.7%)
わからない 4 (11.4%)

わかりにくさの原因についておたずねします

16. 法曹三者のどのような話し方が、わかりにくさを感じさせるのでしょうか。(複数回答可) (N=35)

声が小さい 6 (17.1%)
話す速度が速すぎる 13 (37.1%)
発音がはっきりしない 9 (25.7%)
ひとつのセンテンスが長い 24 (68.6%)
センテンスの構造がわかりにくい 例:「Aはすでに家に到着していて、すぐに仕事を始めた」ではなく、「すでに家に到着していたAはすぐに仕事を始めた」のように話す。 22 (62.9%)
難解な語彙を使う 16 (45.7%)
主語がないなど、わかりにくいセンテンスで話す 24 (68.6%)
法廷独特の言い回しをよく使う(例:「情を知らない」「法定刑」) 15 (42.9%)
何をどう聞き出したいかなど、発言の意図がはっきりしない 21 (60.0%)
身振り手振りがない 1 (2.9%)
通訳人への気配りがない 14 (40.0%)
その他 2 (5.7%)

法廷通訳による疲れについておたずねします

18. 法廷通訳をしていて、疲労やストレスを感じることはありますか。(N=35)

よくある 16 (45.7%)
たまにある 15 (42.9%)
あまりない 4 (11.4%)
まったくない 0 (0.0%)

法廷通訳による疲れやストレスの経験がある方におたずねします

19. 通訳による疲れやストレスが原因で、以下のような経験をしたことはありますか。

(複数回答可) (N=35)

- 集中力が途切れやすくなる 20 (57.1%)
- ミスをしないか不安になる 13 (37.1%)
- 頭の中が真っ白になって、焦る 6 (17.1%)
- 単語がとっさに出てこず、苦勞する 13 (37.1%)
- 的確な訳がとっさに出てこず、一度訳したものを言い直す 10 (28.6%)
- 文法的な小さなミスをする 7 (20.0%)
- 小さな訳し落としをする 15 (42.9%)
- 訳語の選択ミスをする 11 (31.4%)
- 文全体の誤訳等、大きなミスをする 1 (2.9%)
- ひとつの文を訳し落とす等、大きなミスをする 2 (5.7%)
- 特になし 1 (2.9%)
- その他 1 (2.9%)

法廷通訳による心理的負担についておたずねします

20. 法廷通訳をしていて、以下のような心理的負担を感じたことはありますか。(複

数回答可) (N=35)

- 公開の場で通訳することに、プレッシャーを感じる 17 (48.6%)
- 凄惨な事件現場の写真等を見て、ショックを受ける 3 (8.6%)
- 事件のことを思い出し、PTSDのような症状が出る (PTSD: 心的外傷後ストレス障害。事件の出来事をまるで自分が体験あるいは目撃したように感じ、恐怖やイライラの症状がでる) 1 (2.9%)
- 守秘義務があるので、事件のことを他人に話せず、ストレスがたまる 5 (14.3%)
- 誰かに誤訳や訳し落としを指摘されて、批判を受けるのではないかと不安に思う 16 (45.7%)
- 自分の誤訳や訳し落としにより、他人の人生が左右されることに不安を覚える 13 (37.1%)
- 罪を犯したとされる人と間近に接することに、嫌悪や恐怖を感じる 0 (0.0%)
- 被告人に感情移入してしまい、被告人を気の毒に思い、ずっと気になる 3 (8.6%)
- 特になし 4 (11.4%)
- その他 2 (5.7%)

法廷通訳の報酬についておたずねします

21. 通訳報酬は、適正だと感じますか。(N=35)

- 多い 0 (0.0%)
- どちらかといえば多い 1 (2.9%)
- 適正 7 (20.0%)
- どちらかといえば少ない 20 (57.1%)
- 少ない 7 (20.0%)

21-1. 「通訳報酬が少ない」と思われる理由は何でしょうか。(複数回答可)(N=27)

- 公判の前に関係書類(冒頭陳述・論告・弁論等)を翻訳する時間と労力に、報酬がない 24 (88.9%)
- 他の通訳の仕事(会議通訳等)と比べて、報酬が低い 15 (55.6%)
- 責任の重さに比べて、報酬が低い 20 (74.1%)
- その他 1 (3.7%)

通訳報酬で問題だとお感じになることについておたずねします

22. 法廷通訳の報酬について、問題を感じていることがあれば教えてください。(複数回答可)(N=35)

- 通訳料の算定基準があいまいである 25 (71.4%)
- 通訳料の明細がわからない 25 (71.4%)
- 能力の差が報酬に反映されず、ビギナーもベテランも拘束時間により同じ報酬である 16 (45.7%)
- 事件の難易度が報酬に反映されているか、はっきりしない 23 (65.7%)
- 特になし 2 (5.7%)
- その他 1 (2.9%)

裁判員裁判の導入による通訳人の負担増についておたずねします

23. 裁判員裁判の通訳経験がありますか。証人の通訳等、部分的なご担当も含みます。(回答必須)(N=35)

- はい 18 (51.4%)
- いいえ 17 (48.6%)

裁判員裁判の経験がある方におたずねします

24. 今後も継続して裁判員裁判の通訳を引き受けたいと思いますか。(N=18)

引き受けたい 12 (66.7%)
できれば引き受けたい 0 (0.0%)
できれば引き受けたくない 5 (27.8%)
引き受けたくない 1 (5.6%)
わからない 0 (0.0%)

25. 裁判員裁判になって、通訳人の負担が増えたと感じますか。(N=18)

とても増えた 8 (44.4%)
少し増えた 5 (27.8%)
変わらない 4 (22.2%)
少し減った 1 (5.6%)
かなり減った 0 (0.0%)

25-1. 裁判員裁判の経験がない理由を教えてください。(N=17)

まだ依頼がない 15 (88.2%)
依頼があったが断った 2 (11.8%)

25-2. 裁判員裁判の通訳を断った理由を教えてください。(複数回答可)(N=2)

自分の能力ではまだ無理だと思う 1 (50.0%)
法曹三者以外の「市民」がたくさんいる場での通訳には抵抗がある 0 (0.0%)
長時間拘束されたくない 1 (50.0%)
的外れな批判を受ける可能性がある 0 (0.0%)
チーム通訳をすると、一人当たりの報酬が適切ではないと感じる 0 (0.0%)
その他 2 (100.0%)

裁判員裁判で負担が増えたと思う方におたずねします

26. 裁判員裁判により負担が増えた原因は、何だと思えますか。(複数回答可)(N=13)

(1日ないしは1週間の中で) 拘束時間が延びた 7 (53.8%)
集中審理開始前に翻訳が必要となる書類が多く、準備をする時間が足りない 10 (76.9%)
集中審理で連日公判があり、翌日の公判関係書類の翻訳など準備をする時間が足りない 9 (69.2%)
裁判員の発言がわかりにくい、訳しづらい 2 (15.4%)

- 裁判員が「市民感覚」での外れの質問をする 2 (15.4%)
- 負担が大きい割に報酬が変わらない 5 (38.5%)
- チーム通訳の相手と気が合わないとき 1 (7.7%)
- チーム通訳の相手と能力レベルに差があるとき 3 (23.1%)
- チーム通訳をしたため報酬が減った（半分になったと思う） 3 (23.1%)
- その他 2 (15.4%)

裁判所による通訳人の研修についておたずねします

27. 裁判所が主催する法廷通訳人向けの研修に、受講者として、あるいは通訳人講師として参加したことがありますか。(N=35)

- 受講者として参加した 14 (40.0%)
- 通訳人講師として参加した 4 (11.4%)
- 受講者としても、講師としても参加した 11 (31.4%)
- どちらの立場でも参加したことはない 6 (17.1%)

研修に参加した方におたずねします

28. 受講生として参加した方におたずねします。どの研修を受けましたか。(複数回答可)(N=25)

講師としてのみ参加経験がある方は、3つ後の質問からご回答ください。

- 法廷通訳基礎研修 9 (36.0%)
- 法廷通訳セミナー 19 (76.0%)
- 法廷通訳フォローアップセミナー 18 (72.0%)
- その他 0 (0.0%)

29. 受講生として、研修は有意義だと思いましたか。(N=28)

- 非常に有意義だった 5 (20.0%)
- 有意義だった 15 (60.0%)
- あまり有意義ではない 5 (20.0%)
- 有意義ではなかった 0 (0.0%)
- その他 0 (0.0%)

30. 講師として参加した方におたずねします。どの研修でしたか。(複数回答可)(N=15)

法廷通訳基礎研修 6 (40.0%)
 法廷通訳セミナー 11 (73.3%)
 法廷通訳フォローアップセミナー (2009年以前) 5 (33.3%)
 法廷通訳フォローアップセミナー (2010年以降) 10 (66.7%)
 その他 1 (6.7%)

31. あなたが講師として参加した研修は、参加者にとって有意義だと思えましたか。(N=15)

非常に有意義だった 3 (20.0%)
 有意義だった 9 (60.0%)
 あまり有意義ではない 0 (0.0%)
 有意義ではなかった 0 (0.0%)
 その他 1 (6.7%)

新型コロナウイルス感染症拡大によるお仕事の变化についておたずねします

32. 新型コロナウイルス感染症拡大後(2020年2月以降)、1度でも法廷通訳をしましたか。(N=35)

した 28 (80.0%)
 していない 7 (20.0%)

感染拡大後、法廷通訳をしたことがある方におたずねします

33. 感染拡大後、法廷通訳の受任件数は感染拡大前と比べて変わりましたか。(N=28)

	多くなった	やや多くなった	やや少なくなった	少なくなった	変わらない
2020年6月まで	2 (7.1%)	3 (10.7%)	4 (14.3%)	8 (28.6%)	8 (28.6%)
2020年7~12月	1 (3.6%)	4 (14.3%)	5 (17.9%)	8 (28.6%)	7 (25.0%)
2021年1~6月	1 (3.6%)	5 (17.9%)	6 (21.4%)	7 (25.0%)	6 (21.4%)
2021年7~12月	1 (3.6%)	2 (7.1%)	6 (21.4%)	9 (32.1%)	8 (28.6%)

2022年 1月以降	2 (7.1%)	2 (7.1%)	5 (17.9%)	9 (32.1%)	8 (28.6%)
---------------	----------	----------	-----------	-----------	--------------

34. 感染拡大後、遠隔での法廷通訳をしたことはありますか。(N=28)

- ある 6 (21.4%)
- ない 22 (78.6%)
- その他 0 (0.0%)

35. あなたが担当した事件では、裁判所ではどのような感染対策が行われていましたか。(複数回答可)(N=28)

- 法廷内の全員にマスク着用を義務付け 25 (89.3%)
- 手指消毒液の設置 16 (57.1%)
- 通訳人席にアクリル板等の設置 8 (28.6%)
- 法廷通訳人と被告人との間を2メートル以上保つ 9 (32.1%)
- 通訳人用ヘッドセット(マイク・発信機)の消毒 5 (17.9%)
- 椅子・机等の消毒 3 (10.7%)
- 法廷内の換気 10 (35.7%)
- 何も行われていない 0 (0.0%)
- その他 3 (10.7%)

36. 法廷通訳をしているときに、感染へのリスクは感じましたか。(N=28)

- 強く感じた 1 (3.6%)
- やや感じた 6 (21.4%)
- あまり感じなかった 14 (50.0%)
- 感じなかった 6 (21.4%)
- その他 1 (3.6%)

37. 法廷通訳をしながら、以下のような理由から「訳しづらい」と感じたことがありますか。(N=28)

- マスクで話者の口の動きや顔の表情が見えない 19 (67.9%)
- マスクをつけて話されると、聞き取りづらい 24 (85.7%)
- 自分がマスクをしているため、従前よりも大きな声で話さなければならない 16 (57.1%)
- いずれも感じなかった 2 (7.1%)
- その他 3 (10.7%)

すでに法廷通訳をやめた方におたずねします

38. 最後に法廷通訳をしたのは、いつごろでしたか。(例：2016年1月頃)

法廷通訳を辞めた理由を教えてください。(複数回答可)(N=4)

- 時間的な問題(育児・介護・仕事の都合等) 1 (25.0%)
- 能力的な問題(集中力が続かない、語学スキルの低下等) 0 (0.0%)
- 物理的な問題(裁判所等からかなり離れた場所への転居等) 1 (25.0%)
- 心身の健康上の問題(外出が困難、疲労の蓄積等) 0 (0.0%)
- 裁判所から依頼がなくなった 0 (0.0%)
- 特に理由はない 0 (0.0%)
- その他 2 (50.0%)

あなたご自身についておたずねします

40. 性別(N=35)

- 男性 9 (23.1%)
- 女性 28 (71.8%)
- その他 0 (0.0%)
- 回答しない 2 (5.1%)

41. 現在の居住地(回答必須)(N=35)

- 北海道・東北地方 1 (2.6%)
- 首都圏(東京、埼玉、千葉、神奈川) 13 (33.3%)
- 関東地方(首都圏以外) 4 (10.3%)
- 東海地方 5 (12.8%)
- 甲信越地方 0 (0.0%)
- 北陸地方 0 (0.0%)

近畿地方 12 (30.8%)
中国地方 1 (2.6%)
四国地方 0 (0.0%)
九州・沖縄地方 2 (5.1%)
日本国外 1 (2.6%)

4.2. 年齢（回答必須）（N=35）

30歳以下 0 (0.0%)
31-40歳 6 (15.4%)
41-50歳 5 (12.8%)
51-60歳 20 (51.3%)
61歳以上 8 (20.5%)

あなたが一番理解しやすい言語（第一言語）についておたずねします

4.3. あなたの第一言語は何ですか。（回答必須）（N=35）

日本語以外 6 (15.4%)
日本語 31 (79.5%)
日本語と日本語以外の言語のバイリンガル（複数言語を同程度に運用できる） 2
(5.1%)

4.3-1. あなたの第一言語は何ですか。（複数回答可）（N=6）

中国語（北京語） 1 (16.7%)
中国語（広東語） 0 (0.0%)
中国語（台湾語） 0 (0.0%)
中国語（その他） 0 (0.0%)
韓国・朝鮮語 0 (0.0%)
ポルトガル語 0 (0.0%)
フィリピン（タガログ）語 0 (0.0%)
スペイン語 0 (0.0%)
ベトナム語 1 (16.7%)
タイ語 0 (0.0%)
英語 0 (0.0%)
ペルシア語 0 (0.0%)
シンハラ語 1 (16.7%)

ネパール語 0 (0.0%)
インドネシア語 0 (0.0%)
その他 2 (33.3%)

第一言語が日本語の方におたずねします

4.4. 法廷通訳に使う言語を、どのように習得しましたか。(複数回答可) (N=31)

独学 8 (25.8%)
日本国内の学校で勉強した(中学校、高校、語学学校、専門学校、大学等) 20(64.5%)
その言語を使う国の学校で勉強した(語学学校、専門学校、大学等) 20 (64.5%)
その他 2 (6.5%)

4.3-2. 日本語と、何語とのバイリンガルですか。(複数回答可) (N=2)

中国語(北京語) 0 (0.0%)
中国語(広東語) 0 (0.0%)
中国語(台湾語) 0 (0.0%)
中国語(その他) 0 (0.0%)
韓国・朝鮮語 0 (0.0%)
ポルトガル語 0 (0.0%)
フィリピン(タガログ)語 0 (0.0%)
スペイン語 1 (50.0%)
ベトナム語 0 (0.0%)
タイ語 0 (0.0%)
英語 1 (50.0%)
ペルシア語 0 (0.0%)
シンハラ語 0 (0.0%)
ネパール語 0 (0.0%)
インドネシア語 0 (0.0%)
その他 0 (0.0%)

あなたの学歴についておたずねします

4.6. 最終学歴を教えてください。

日本以外の国で教育を受けた方は、教育年数を目安に、日本の学校制度に相当するものをお答えください。(N=35)

中学卒業(教育年数9年) 0 (0.0%)

高校中退 0 (0.0%)
高校卒業 (教育年数12年) 0 (0.0%)
短大・専門学校中退 0 (0.0%)
短大・専門学校卒業 (教育年数14年) 3 (7.7%)
大学中退 0 (0.0%)
大学卒業 (教育年数16年) 13 (33.3%)
大学卒業以上 (大学院等) (教育年数17年以上) 23 (59.0%)
その他 0 (0.0%)

あなたの暮らし方についておたずねします

47. あなたの世帯構成を教えてください。

「配偶者」には結婚していない同居パートナーを、「親」には自分の親と配偶者の親を含めてお答えください。(N=35)

ひとり暮らし 10 (25.6%)
自分と配偶者 10 (25.6%)
自分と子ども (ひとり親世帯) 1 (2.6%)
自分と親 2 (5.1%)
自分と配偶者と子ども (核家族) 12 (30.8%)
自分と配偶者と親 1 (2.6%)
自分と配偶者と子どもと親 (3世代同居) 0 (0.0%)
その他 2 (5.1%)

48. あなたの世帯にとって、あなたは家計の主な担い手ですか。(N=35)

はい、私の収入が世帯 (家族) の主な収入です。 19 (48.7%)
いいえ、配偶者 (または親) が主に家計を担っており、私の収入は補助的です。 9 (23.1%)
私と配偶者 (または親) の共働きで同じくらいの収入を得て家計を担っています。 10 (25.6%)
その他 0 (0.0%)

49. あなた「個人」の主な収入源は何ですか。(N=35)

司法通訳・翻訳 (法廷、警察、検察庁等) 7 (17.9%)
語学学校や大学での非常勤教員職 6 (15.4%)
語学学校や大学での常勤教員職 9 (23.1%)

司法以外の分野の翻訳・通訳 7 (17.9%)
上記に含まれない被雇用者（会社員、パート・アルバイト等） 4 (10.3%)
上記に含まれない自営業（会社・商店経営等） 2 (5.1%)
不労所得（家賃収入、株の配当金等） 0 (0.0%)
その他 3 (7.7%)

7. 法廷通訳者座談会

アンケート調査の回答者のうち、座談会参加への承諾を得られた12名を3つのグループに分けて、2022年9月6日・16日・17日にオンラインで座談会を行いました。テーマは「通訳人の負担感」「裁判所が行う通訳人研修」「コロナ禍での法廷通訳」「その他」です。その結果、以下の7点が裁判所への要望として出されました。

- ①報酬基準を明確化してほしい。
- ②法廷で読み上げられる文書は1週間前までには法廷通訳人に届けてほしい。
- ③法廷で読み上げられる文書の送付方法を「電子メールも可」としてほしい。
- ④オンラインでの通訳を普及させてほしい。
- ⑤法廷通訳人の研修機会を増やしてほしい。
- ⑥法廷通訳人の責めに拠らない理由(例:予定していた証人が法廷に現れない)で公判通訳ができない場合に通訳人に報酬の補償をしてほしい。
- ⑦法廷通訳人と法曹三者が意見交換をする場を定期的に設けてほしい。

1. 通訳人の負担感

(1)ことばの問題

OBさん 二重否定・主語がない文は訳しにくい

裁判の内容になりますと、よく二重否定とか、主語がない表現が、ものすごく日本語は面倒くさくて、こちらが理解するのも大変なのに、さらにそれを通訳して、それを果たして被告人が分かっているのか、分かっていなかったら、もちろん、かみ合っていないことで何度も何度も質問されるので、結果的には解決されるのでしようけれども、二重否定ですとか、主語がないものを訳するのが非常に負担です。

OCさん 「まとめて訳してください」は難しい

外国人が被告人のときに、被告人が発言するんじゃなくて、例えば日本人が証人のときで、証人の尋問も訳すときってありますよね、外国語に。そのときに質問と答えをまとめて訳してもらえますかと、時間短縮のために、そういうのがあったんですが、質問は質問で訳して答えは答えで訳してというのがいいと思うんです。そういうときに外国人が、被告人が聞いているだけの場面のときに時間

短縮のためにまとめてくださいとお願いされるのがプレッシャーに感じます。

(2) 時間の問題

OBさん 資料を訳するための時間が短い

「裁判資料が届くのが遅い」というのが全体的な感想でしょうか。時には1週間ぐらい前に、十分余裕を持ってくださる裁判所、あるいは弁護士、検察官もいるんですけども、中には3日前、裁判員裁判で立て込んでいると前日に資料が来るというような、ひどい話もあって。それは訳を一言一句なんかもとてできないので、自分が訳しにくいところ、あるいは分からない単語を調べて、あとはほとんどサイトラ（サイト・トランスレーション）で対応しております。判決もほとんどそうです。

OAさん 判決文を直前に翻訳するため訳文のチェックができない

判決文とかをかなり必死に当日（翻訳を）やりますし、裁判員裁判等でどう考えても長くなりそうなのが分かったら、2日前でも3日前でも書記官室へ伺って見せてもらって、当日、ぎりぎりです間に合うみたい。例えば30ページぐらいあると、ものすごく時間をかけているんですけども、そのぎりぎりでやったものを自分では全くチェックできないという（のが問題だと思います）。（法廷では）出来上がったものを必死になって公判のときに自分でチェックしながら読んでいるんですね。被告人の方が理解しているかどうか、（被告人の）顔も見ているし、裁判官が読み上げるペースというのもあるし、一方で、日本語と出来上がった（翻訳）原稿とを見比べながら（通訳を）やっているのだから、かなり限界です。……（訳には）自信はありますが、もう一度、チェックしたいのですが、判決文は通訳人には渡されませんので。何もチェックできないという状態で常に流れていくという、これは非常にむだというか、よくないなと思うんです。

(3) お金の問題

OJさん 報酬の基準がわからない

何年やっても、報酬のシステムは分からないんですね。だから、「今日はこれくらいやったので、いくらぐらい出るだろう」というのも分かりませんし。昨年（2021年）に「お、これは」と思ったことが1つあったんです。書記官が「すみません。先生が発言終わったのは何時何分でしたっけ」と言ってきたので、それで「何分頃です」と言ったんですけども、そしたら、「この時間だと裁判官が繰り上げるか繰り下げるか微妙なところですね」とおっしゃっていたので

す。だから、例えば3時24分で終わったときに、「3時で終わった」とするのか「3時30分」とするのか、どうも30分ごとで決められているようなので、裁判官の裁量によって違うのかなというふうに思いました。

また、去年、裁判員裁判を2つやったんですけれども、私としては1つ目のほうがものすごく大変で、2つ目のほうは1つ目と比べると事件の内容的には楽に感じて、対応した時間も短かったです。1回目の大変で長い裁判はそれなりに報酬をいただいたんですけれども、(2回目は)確実にそれより少ないだろうと思っていたのに、多かったですね。拘束時間も短く、大変ではないと思ったほうが(通訳料は)多かったですね。なので、ますますまた計算が分からなくなりました。しかも、1つ目の裁判員裁判では書記官がわざわざ連絡をくれて、「難しい事件だったので、裁判官が非常に頑張ってくれました、報酬について」と、わざわざ連絡してくれて、だから「1回目は多かったな」と思ったんですけれども、それでも、それよりも2つ目のものが多かったので、本当にやっぱり計算方法は謎だなと。

OGさん 資料の翻訳に時間がかかり無報酬

裁判所で負担になるなど思ったのは、例えば月曜日に法廷があったとすると、その前に必ず検察側からの冒頭陳述や弁護側の弁論が大体10枚ぐらいつあるんですよ、日本語で。そうすると、私の担当言語に翻訳すると大体それぞれ20枚以上になっちゃうんですよ。しかも検察側も弁護側も届けてくれるのが早くて2日前とかで。その分は全然支払われないんですよ。(報酬は)当日の(法廷で通訳した)分だけですよね。2万5千円ぐらいだったかな。「ちょっと待て」と思いますよ。これだけ訳して、1日3時間か2時間ぐらしか寝とらんのに。もうほとんど徹夜で訳すんでね。

OFさん 精神的負担が大きい、準備の時間に対して報酬が少ない

精神的負担ですよ。精神的負担は、やっぱり最初はものすごく感じていて、始めた頃は、すごい緊張感と、裁判所の通訳席に座っているだけで緊張して。本当に前日からよく眠れないことが結構あったんですが、今となってはもう相当(の事件数を)こなしているという部分もあって、昔のような緊張感というのはなくなってはきています。

また、逆に、負担の大きいもの、特に民事事件が最近ちょっと増えてきているんですけれども、民事の本人尋問で準備する量がめちゃくちゃ多い。読み込まな

ければいけない資料がめちゃくちゃあるんですけども、結局、(法廷では) 本人尋問の1時間とか2時間、その分しか(報酬が) 支払われないじゃないですか。正直言って、コスパがめちゃくちゃ悪いです。「ものすごい金額の損害賠償請求事件で、私の通訳料が2万とか3万じゃ、ちょっとお断りします」みたいな、そういう形で対応して心の均衡を保ってはいます。

OHさん 報酬が安くなっている

(私が通訳を始めた) 32年前よりも(今の報酬が) 安い、というのが一番(問題だと思います)。これで、(生活に支障が出てきているのに) このままやっついていいのかなど。弁護人がすごくいい人だったり、裁判官がとてもいい人だな、書記官ととても仲よくなったなというときは、その自分の気持ちでもって何となく(報酬をあまり気にせせずに) やってしまうけれども、そうじゃないとき、「こんなに安くて、こんなにハードに働いて、条件がいろいろ悪いのに、(他の仕事を断ってまで) やっているのは我ながらいかがなものか」と思うてしまうことは時々あります。

……法律用語だけではなくて、法律の考え方とかも知らない(通訳) できないと気づいたので、自分で本を探して買って、読んで、勉強しました。……今までそういえば本代どれぐらい使っただろうとふと思って。(計算したら) これは何千万円、今から10年以上前で、すでに何千万円もかかっている、呆然としたんですけど、(この本代を使ってなければこれで) マンション買えたなど。

……法テラス絡みで接見の通訳に行くと、例えば39分通訳したら、最後の9分ぶんは幾ら(ずっと通訳して) しゃべっていても完全にカットです。ゼロ円です。そうすると、30分ぶんしかもらえない。例えば1時間と9分しゃべっても、最後の9分はカット。……(弁護人に) 「10分で(たったの) 1,000円なのに、9分までは切捨てというのはおかしくないですか」と言ったら、「僕も不満があるんですけど、でも、これは仕方ないんです」と言われました。

……そういう感じで、金銭的には本当に割に合わない。どんどんそれが激しくなっていくから、ベテランほど辞めちゃう。……私が32年前、裁判所に(通訳に) 行ったときには、当時はまだ最初から幾ら出しますという計算方法も全部言われました。私が始めてから2~3年たってから、それは通訳人には言わないというルールになってしまったので、私よりも後から始めた方は、そもそも幾ら頂けるのか知らずにやっているという方がほとんどだと思います。

(4)私の解決策

OBさん 接見に同行するのが大事

接見って大事だということを改めて思いました。必ず接見に呼んでもらえるかどうかは分からないですけども、なるべくならば接見に呼んでいただきたいということを事前に書記官に伝えておきます。初めて法廷で被告人に会って、どんな癖でしゃべるのかをその場で(判断)するよりは、一回、ワンクッションがあって接見して、「なるほど、こういう言葉遣いをするのか」、特にスペイン語は国によって全然言い方が違ったりすることがあるので、それは非常に大事だと思います。

OFさん 接見に同行して公判に臨みたい

一番負担を軽減する方法としては、接見に同行することです。否認の事件の場合、最近詐欺事件が多いので、いろんな受け子だったり出し子だったり口座を提供したりとか、とにかく(ストーリーが)込み入っているので、そういったものに関しては、なるべく接見に連れていってくれと(弁護人に)お願いしています。

ただ、英語だと弁護人がある程度英語ができる場合があって、そのときに通訳を連れていくと、国選事件だったら法テラスが払うからいいんですけども、私選の場合って、被告人が(通訳料を)払わなきゃいけないという、そのジレンマがあって。それで、そこを(被告人から)「払いたくない」という判断をされてしまうと、ただでやるわけにもいきませんから、仕方がないというのはあるんですが、なるべく接見には連れていってくれと弁護人のほうにお願いしています。国選だったら裁判所を通して(弁護人に)お願いしてもらったりして、少しでも事件の概要や被告人の言い分を知った上で公判に臨めるようにはしています。

OFさん 積極的に働きかけて資料をもらう

(論告要旨等の)書類に関しても、大体1週間ぐらい前には出すようにお願いして、出なければ電話して「まだです」という場合も、いつまでにできるかと聞いて、「私はよく裁判所に行っているので、(書類を)取りにいけます」と。そうしたら、向こうはその期日までに準備せざるを得ないので。弁護人もなかなか書類が出てこない場合は書記官に伝えて「何日までにでてこない(通訳)できません」と言うと出てきます。このような形で、少しでも自分が楽にきちんと準備できるようにはしています。

○Aさん 難解な起訴状があれば裁判官に質問

検察官が書く起訴状があまりにも難しくて複雑怪奇であると。あるとき、「このまま直訳すると被告人は多分、分からないと思います」と担当の書記官にお話ししたんです。そうしたら担当の書記官は「それはそれでいいんですよ」と。公判で通訳しているときに、それを聞いた被告人や証人が「(意味が)分からない」というと「質問を変えてください」とか、いろいろ入りますよね、裁判官から指示や介入が。ですけれども、基本的に(意味が)分からない文章を(最初から)作る意味がどこにあるのか。文書として残るのに、分からないものを作って、一体、それを「分からない」と言わせる理由がどこにあるのかなというお話をしたんです、書記官に。そこで、書記官が「裁判官と相談します」ということで、その後、裁判官と(書記官が)相談されて、「これはこういう意味なんです」と非常に分かりやすく説明してくれたんです。それに基づいて、改めて文を組み立てることができたんです。もちろん、事実関係において事実と違うことを作ったり、書いたりしてはいけないし、文法的におかしいというのもまずいけれども、被告人が分からなければ意味がないだろうと。(被告人に)「分からない」と言わせる意味はないと思うんです、文章で。そこは、裁判所と相談して解決していくことができるだろうと、常々思っています。

(5)法曹三者に伝えたいこと

○Kさん 準備が重要

(通訳人は、いつでもどんな状態でも通訳できると誤解する人がいるが)でも、そう思っているんだったら、「弁護人や検察官は、何の資料もなく話せるの?」と言いたいぐらいですよ。それはできないでしょう? だから、ちょっと考えてほしいなと思ったりすることもあります。

○Hさん 通訳人は機械ではない!

(通訳人は)聞いたらすぐ何でも通訳できるんだと軽く考える人、特に弁護人、増えてしまって、(そういう人は)いくら催促しても書面を前もってくれないので困ります。

(私と裁判所から弁護人に催促し続けた挙句、)公判が始まる直前、30秒前に(訳すべき原文を)もらったことあるんですよ。分厚いんです。「これは(たった)今頂いたので、(サイトラをすればできるとはいえ)初見で中身を知らないから訳はかなりゆっくりになります」って言ったら、裁判官が「じゃあ、お昼休

みを少し長く取るので、その間に何とか頑張って読んでください」と言うので、当然、その間に訳せませんから、おにぎりかじりながら線を引いて、ここからここへ飛ぶ、次にはここを訳すとかって、もうそれだけ一生懸命やって、それで終わって、やれやれこれで何とかはなるだろうと思って、さあこれから午後の部に行くよと思って歩いていたら、廊下で事務官が追っかけてきて、「すみません、今、先ほどの弁護人からファクスが来まして、差替えだそうです」。何十枚もあるんですよ！まるごと差し替えて、どこが増えたか減ったかもまるきりわからない。これではさすがに無理、と、法廷で弁護人に下線を引いたり印をつけたりしてもらって、何とかやりましたが……。 (段落の入れ替えなども何か所かありました。)

○いさん 法曹三者は適切な訳語を選ぶ難しさを知らない

最初、始めた頃は、弁護人が全然通訳というものを、まるで（ドラえものの秘密道具の）「翻訳コンニャク」かのように、機械的に出てくるものだと考えている節があって、とにかく書面というか、弁護計画も何も示さない。一度、（弁護人が）いきなり在廷証人として「おばさん」という人を連れてきたことがありました。（そして弁護人が）「おばさんは」と言って、いきなり質問し始めたから、こっちも腹が立って、「そんな、おばさんなんて言われたって、訳しようがない」と。中国語もそうだと思いますけど、朝鮮語では親族呼称が父方、母方、年上、年下、全部違うわけですよ。だから、いきなり日本語みたいな「おばさん」なんてないんだって怒ったことがありますけど、それぐらい、始めた頃感じとしては、まだ弁護人にあんまり理解がない。だから、（話し出すと）言葉も「いつ切るんだろう」というぐらいにずらずら話して、「（私は）機械じゃないんだよ」と言いたいような弁護人がいくらでもいました。

○いさん チェック・インタープリター

……そんな通訳の言語というか、通訳された言葉で刑が決まるというのは、本来おかしいと思います。「自白によって有罪としちゃいけない」というのは憲法上の大原則なのに、そんな訳し違いで（刑が変わる等）と言われるのはおかしい。本当にやるんだったら、チェック・インタープリター。米軍人には、米軍属の裁判の場合にはつけられているということですけども、それをつける必要があるでしょう。それを裁判所に提起したらば、「裁判所としてはどちらを正しいとするか判断できないから、それができないんだ」とかいうようなことを言っていました。

○Jさん 裁判員裁判は2人で通訳が良い

(裁判員裁判で) 昨年 (2021 年) の 1 件目は最初から 2 人態勢で頼まれて、しかも、1 人目の先生が私を推薦してくれたので、よく (相互に) 分かっている先生だったんですね。だから、とてもやりやすく、励まし合ってやっていたんですよ。お互い助ける場面もあったので。やっぱり裁判員裁判は絶対 1 人で抱えたら病気になってしまうというか、2 人で、複数でやるべきだなということを思いました。ところが、2 件目の裁判員裁判のときには、実は最初に「1 人でやってください」と言われたんですね。でも、内容的にはそんなに難しくないかなと思ったので、「分かりました」と言ったんですけれども、途中から「精神鑑定が入ったので、精神鑑定の通訳もやってくれますか」と言われたときに、「都合が あえばやりますよ」と言ったんですけれども、全く都合が合わなかったので、しかも、10 回も鑑定通訳が入ることだったので、「(都合が) 合わないので、じゃあそれは別の方をお願いします」となって、結局その方が精神鑑定の通訳をしたので、裁判の通訳もその方と一緒にやることになったんです。だから、結果的には 2 人になったので非常によかったんです。やっぱり自分が通訳しているときには必死なわけですけれども、もう 1 人が通訳をしているときには隣にいて助けてあげたりとか、指摘をしたりすることができるので、その通訳人の方も (私に) 感謝していましたし、私も勉強になるし。その 2 回目の経験からも、複数で裁判員裁判はやるほうが通訳人の心身の健康のためにはいいなというふうに思いました。

○Cさん 通訳人の苦労に法曹三者は無関心？

(法廷で文書読み上げの時は) 被告人は (通訳人の訳を) 聞いているだけだから、通訳人が結構必死に訳していて、そんなに周りの人たち、裁判官とか検察とか弁護人はそんなにどう訳されているのか、そんな気にしていないような印象もたまに受けるんです。そういうときに被告人が周りのコミュニケーションから置いてけぼりにされている、そんな感じがして、私も置いてけぼりにされているような感じになります。

弁護人の論告のときに、原稿が弁護人のところにあると思うんですけれども、結構、アドリブで弁論する人とかがいて、そうするとウィスパーリング (ささやき) で私がやっていますので、同時通訳になっちゃっているんですよ。でも、周りは気にしてくれないという、その大変さを。どう訳されていようが、そんなにお構いなしみたいな流れの中だという印象を受けます。

OBさん 裁判員には手厚い

裁判員は本当に手厚くされていて。例えば法廷でも。1時間が経ったら必ず休廷。「裁判員が疲れちゃうから」というふうに言うんですけれども、それは裁判員裁判だからですね。普通の裁判で、2時間も3時間も（公判を）続けられると、通訳はへとへとなんですよ、本当に。「通訳は疲れちゃうんだと思わないのだろうか」と思っちゃうんですけれども。裁判員は裁判員法で守られているけれども、通訳人法はないから通訳人は守られていないのかなというふうに思いました。

OHさん ワイヤレスシステムを使っても「同時通訳」ではない

……昔、裁判所がワイヤレスマイクを使い始めたとき、「家で全部（書面を）訳してきて、それを（法廷で日本語の読み上げと）同時に読み上げてくださいと（書記官から言われました）。でも、最高裁が同時通訳は禁止しているので、はっきりと。だから、同時通訳はやっちゃいけないし、あれは同時通訳と呼んではいけないということになっているのに、だんだん今、書記官も裁判官も「同時通訳」と呼ぶようになってしまって。例えばワイヤレスシステム導入後、割とすぐ、同時に読み上げられるように（書面を）10時間かけて一生懸命書いて訳して持って行って、それで（公判の時間が）1時間ジャストで何とか収まったんですよ。そうしたら、（報酬は）1時間分いただいて、おしまい。私の10時間はどこに？って。その話は、裁判官が大勢集まっている場でも話したことがあったんですが、皆さん（「そりゃひどい」って）、げらげら笑うだけでした（同情はされたけれど、報酬上乘せルールはきちんと制度化されなかったようです）。

(6)その他

ODさん 民事事件は多種多様で難しい

民事のときに、一応ドキュメントをもらって準備していたんですけれども、その場での発言が多くて。民事裁判における用語にあまりなじみがなかったので、非常に困った覚えがありました。刑事裁判だったら割と型どおりに運ぶんですけれども、なかなか、（民事事件は）いろんなパターンがありますので、その場その場で全然違うパターンですし、一つのケース（の経験）が次のケースに全然役に立たないというんですか、経験があまり積み重なっていかないなというのを思っています。

OGさん 同じ言語でも国によって違う

裁判所の通訳って大変だなと思うのが、例えば、スペイン語圏といっても21か国あるんですね。全員が全員、学校で習ったスペインのスペイン語をしゃべってくれるような人だったらいいですけど、国によってはちょっとした訛りもあるし、表現も違うので、裁判所でいきなりそれを訳す人は大変だろうと思うんですね。(それに比べて) 捜査通訳の方がもちろん給料も良いし。まず1回の拘留が10日間あるわけじゃないですか。そうすると、もうその人の(話し方の)癖って、大体、分かってくるんですよ。そうすると、ああ、この人はこういう言い回しがこういう意味なんだとか、そういうのが分かるので、それは捜査の方が楽ですよ。

2. 通訳人の研修

(1) 法廷通訳人養成の必要性

OAさん 通訳人が高齢化

(講師の経験から) 研修の流れ全体を見ていると、ますます研修に参加する方が少なくなっていて、今年の(研修の)場合も1人だったですかね。通訳人が減っている、なり手がいないという話とものすごく絡んできて、なかなか難しい状況なんだなというのも常々思っているんです。ですから、研修をどうやっていくかはすごくミステリーなんです。今年もたしか〇〇高裁からアンケートがあって「研修があったら受けますか、やりますか」と尋ねられたのですが、ただ。「やるとは限らない」みたいなことが書いてあって。一体、この(通訳人が減っていく)現状をどう考えているのかなということです。……警察や検察のほうでやる人はそれなりにいるんだけど、そういう人たちがなかなか裁判のほうには流れてこない。(法廷通訳人は) 高齢化が進んでいる、だから、今いる人が辞めて、それで終わり。新しい人が入ってこないという現状もあるのかなと。

OGさん 専属の法廷通訳人を育ててほしい

外国人の方で日本語が達者な方でも、法律用語って大変じゃないですか。ですから、そういうのもきっちり理解できて、きっちり訳せる人が(裁判所が)欲しいんだったら、ちゃんと専属で育てていくしかないですよ。絶対に育てていかないと無理で、理想を言えば、例えば月20万でも30万でもいいからちゃんとその通訳者に払って、その間、ちゃんと勉強しない人はどんどん切っていくって、ちゃんと真面目に対応できる(勉強する)人を普段から(人材として)ストックして

かないと、いざというときに多分対応できないと思いますね。……日本で（在留者数が）多い順で、中国、ベトナム、それから韓国、フィリピンとかブラジルとか、裁判所も予測しながら対応を立てて、その分の給料計算とか予算取りをしないと、もう（現役の通訳人は）みんな年齢が行っている人ばかりになってきているので、例えば30代ぐらいの人がそろそろ、出てきてくれないと。多分、これから法廷通訳になりたがる人って、益々いなくなるんじゃないのかという危惧はしています。

○Iさん 法廷通訳人の養成を

（法廷通訳は）養成課程も当然ないわけですね。養成のためのテキストもないわけですので、やっぱりそこら辺をきちんと確立して、本来だったら通訳官というものがいるべきはずのものであるわけだし。そうでないと、一番犠牲になるのは被疑者、被告人だと思うので、そこら辺の整備が必要かなと思います。

○Gさん 若手の通訳人育成を急いでほしい

（警察の捜査通訳と比べて）法廷の場合ですと本当に「一瞬の時間に全力をかけて」やっているということ、やっぱりもっと訴えていかないと、これから本当に若い人が、なり手が全然いなくなって、本当に立場の弱い人、例えば外国人で本当に真面目に働いているのに事件に巻き込まれて、でも言いたいことが伝わらない、ということがこれから逆にどんどん起きるんじゃないかなという、そういう不安はありますね。

(2) 研修の改善提案

○Eさん ハンドブックの改訂、研修実施を

（自分は研修が無い時代に通訳人になったので）ハンドブックの充実とか改訂とかも裁判所のほうにお願いしたいなということは思っています。私は素人が裁判の通訳を始めたようなものなので、勉強会や研修会をしていただけるとすごく助かるかなと思っています。それも同じ担当言語の法律とか裁判用語に精通した方のお話を聞きたいです。同じ言語のネイティブの方の用語の使い方を勉強して、スキルアップ、ブラッシュアップしていきたいので、その辺を（裁判所で）していただけると助かります。

また、年に1回でも、（通訳人と裁判所の）連絡会議をして欲しいです。もう（裁判所から）ほったらかしにされているような感があって、すごく孤独を感じてい

るといふか。自分がやっている通訳が、これで合っているのかなとか、もっといい方法があるのかなとかいうことも知りたかったりします。

OHさん 法廷通訳の初心者向けテキスト

(通訳人同士の) 横のつながり、もうちょっとあるといいなということは、すごく思いますね。今後の改善点として一つ考えたのが、今ある「法廷通訳ハンドブック」って部分的(な説明ばかり) 例えば起訴状はこんな感じって(サンプルと対訳はあっても) 被告人質問とか証人尋問とかの部分も全部書いてあるわけではないと。だから、まず独学で(法廷通訳を) かじってみるときにあるといいだろうなと思うのが、そのためのシナリオですね。例えば実際には、法律用語が大事なのは当たり前のことですけれども、それ以外にも「馬乗りになった」とか、「体を押さえつけずに上空から引っ張った」とか、「後ろから羽交い絞めにした」とか、「手を振り払った」とか、そういう「動き系」は意外と、長年向こう(その言語が使われる国や地域) にいらした方とか帰国子女でも、全部言えるとは限らないというのがあって、そういったものも含めた(シナリオが) 何種類か書いてあるだけのものでいいんですね。そういう本が1冊でもあるといいんじゃないかと。勉強のための本ですね。

OAさん 捜査通訳と違い、法廷通訳は構文力が大切

研修会の際に参加された方に私が尋ねたんです。警察や検察で何年も経験されていて、今回、裁判所でやってみようと思った方に「警察や検察の捜査段階の通訳と裁判所の通訳とは何が違いますか」とうかがったんです。そうしたら、答えが「裁判所の通訳は用語が難しい。捜査段階の通訳は基本的に日常会話の延長みたいなところがあって、そんなに長くないし、目の前にいるし、修正もきくし。とにかく裁判所って一種の雰囲気があって、そう簡単ではないし、また、用語が難しい」とおっしゃったんです。

私は、それは確かに正しいんだけど、徹底的な違いというのは裁判所って「読んだり書いたり」の世界なんですよ。だから、きちんと文章が書ける力がないと後々困る。(それに対して) 捜査段階は基本的に会話なんですよ。だから、会話でどうにかなっちゃうところがあって、それで相手が分かってくればいだろうという話があると。そうすると、そういう裁判所のほうから見ると、自白事件で例えばオーバーステイでも窃盗でも非常に起訴状もシンプルで簡単な事件を繰り返して何年かやれば、だんだん経験がついて、だんだん難しい事件もやれるようになるんじゃないか(と考えるかもしれません)。

いや、そんなことはないと言います、研修会で。それをやっていると、法廷でその言語が両方分かるのは通訳人しかいないので、もしその通訳が変でも被告人の人は自白しているから、あとはとにかく早く帰ればよい（帰りたい）ので、「はい、はい」といって終わっちゃうんですね。（通訳人は自分が通訳できると）自信だけついちゃうと。みんな「これでうまくいっているから大丈夫でしょうね」というので何年も続いて、あるとき、非常に複雑な事件が起きたりして……あれをそのままそのとおりに訳せと言われて訳すと、多分、被告人は分からない。何だか分からないんですね。分からないんだけど、そこをとにかくできるだけ起訴状の事実の忠実に、でも文法的におかしくなく、でも被告人が分からないと言ったら駄目だから、そこを工夫するって、かなりの構文力が必要になってくるんですね。

ODさん 公判終了後に裁判官からフィードバックが欲しい

（通訳者同士の）横のつながりも全くありませんし、裁判が終わったら誰にも何も声をかけられずに、自分から「ありがとうございました」と言って（法廷を）出ていくという、孤独な……（自分の通訳に対する）評価も全くないですし、実際にこの通訳でよかったのかどうかとか、役に立ったのかどうか、そのことも全然分からないので。その辺は、もう少し（公判終了後に裁判官から）一言でも声がかかっていれば、例えば「大体分かりました」とか、「ここは分かりにくかった」とか、そういうようなことでも言っていただければいいかなと思います。

OFさん 研修のシナリオと実際の裁判でズレ

（研修で講師をした時に）被告人質問や証人尋問のシナリオがもう全部できているものなので、それをもう1人の講師の人と、「ここはこう変えよう、ああ変えよう」と練って、それをまたさらに裁判所のほうでお伺いを立てて「こういうふうに変えますけどいいですか」というふうには。でも、なかなかそれが通ったり通らなかつたりで、なかなかすぐに「うん」というふうには首を振ってくれないのです。実際に経験していることを研修で伝えたいのに、それを伝えようとすると、裁判所のほうから「待った」がかかってしまう。だから現状、実際に裁判所がしているかということと若干離れた研修になってしまうので、もやもやしながら講師をすることになってしまいますね。

OJさん 研修で講師による模範の訳が欲しい

これ改善したほうがいいのかと思ったのは、（研修では）自分の番が回って

きたときに通訳をするんですけれども、(講師から)「それでいいです」とかコメントとかはあるんですけれども、模範の訳はしてくださらないので、講師の先生が。コメントしてくれればいいほうで、「うん、今のでいいです」と言われることが多くて。あと、受講生が多かったりすると法廷でほかの受講生が聞いているんですけれども、あまり聞こえなくて、自分以外の受講者の通訳の音声あまり聞こえないので、それを聞いて勉強したいという部分もあったんですけど、それができなかったのが残念だったかなというふうに受講者としては思いました。

OKさん 研修では模擬裁判を中心に

(フォローアップセミナーの2日目は) 模擬裁判をやっていて、それはすごくよかったですね。やっぱりそういった練習の場があるとすごくいいなと思いますし、そのときはたしか受講生は8名ぐらいだったので、そんなに多くなかったのも、もちろん自分が通訳することはそんなに多くはなかったんですけども、その分、ほかの受講生の通訳を聞いたり、いろいろ考えたりする機会があったので、よかったのかなと思います。

でも、やっぱりせっかく模擬裁判をやるんだったらもう少し練習したいなというふうには思いましたので、(講義ばかりの) 1日目はどうでしょうね。人によって違うかもしれないんですけども、資料を事前にもらって「読んでおけ」というふうにしたほうがよかったのかなと思います。2日でやるんだったら、両方とも模擬裁判をやるというようなことができればもっといいのかなと思いました。

OIさん 経験が浅い人は定型的な事件を担当できればよいが

(1990年代に) 法廷通訳セミナーには行ったんですね。その広報も全然されてなくて、たまたま小っちゃな新聞記事を見つけて、それで申し込んだと。だから、裁判所は一体どうやって(通訳人を) 集めようとしているのかなと。ただ、(研修に) 集まった方々はあんまり今まで経験が(ない様子でした)。……(1990年代は超過滞在をよく起訴していたので) 定型的な入管法事件が最初は、オン・ザ・ジョブ・トレーニング(のように通訳に) 入れたけど、今、入管法事件が刑事訴追されなくなっていると思います。そうすると、まるっきり、いきなり最初からもっとややこしいというか、定型的でない事件に入ることになるので(経験が浅い通訳人でも難易度が高い事件を担当することになり)、本当に裁判所は通訳人の養成をどう考えているのかなと非常に疑問に思います。

OBさん 民事事件の研修も希望

研修するときには、多分、圧倒的に多いから刑事事件をメインにやるんでしょ

うけれども、民事事件に対するフォローをどうしたらいいかという研修があればよりいいかなと私は思います。

(3)私の勉強法

OCさん 要通訳事件の傍聴、YouTubeで勉強

私は一度しか研修に参加する機会がありませんでした。それは本当に初心者のための研修だったと記憶しています。事前に起訴状みたいなものが送られてきて、それを訳しておいてくださいとか、実際に読んでみましょうみたいな感じのだったんです。ただ、それは自分が裁判員裁判を経験した後でやったことだったので、物足りない感じがしました。それも7~8年ぐらい前のことだったんですけれども、それ以降は研修に参加する機会がないです。……そのフォローアップとか、初心者じゃない人向けの研修とかがあれば私も参加したいなと思うんですが。その代わりに自分で通訳人のいるような裁判を時間があると傍聴しに行くんです、自分の練習のために。自分でも傍聴席に座って、ぶつぶつと自分でもやっているつもりで（小声で通訳を）やっていたりとかしたり、通訳人のいる裁判の傍聴をするほうが初心者研修よりは、自分にとって役に立つのかなと思ったりします。

あとは、YouTubeで、例えば自分の担当言語を使う国の裁判のドラマを見て、法廷での言い回しとか、今年に入ってからかなり覚えたので、そういう勉強の仕方をやっています。……例えば定訳とか、自分はこうやって訳すと一々決めていくんですよ。でも、それでいいのかという疑問とかもあるわけです、悩みとか。それがほかの言語だと、どういうふうに皆さんは訳しているのかなということも知りたい。

(4)自己研鑽のために、裁判所に要望

OBさん 裁判員裁判終了後の反省会に参加したい

普通の裁判ではないんですけれども、裁判員裁判のときは、終わったら必ず法曹三者は反省会があるんですよ。それに通訳は呼んでももらえないんですよ。本当は、そこに通訳を呼んでくれれば、例えば「こういうところはこういうふうにしてほしい」とか、逆に質問もできるのに。だから、裁判員裁判のときの反省会にはぜひ通訳人を呼んでほしいと、皆さん、声を上げてください。

OAさん 裁判員裁判終了後に裁判官と話せて良かった

裁判員裁判が終わった後に、裁判長から「後で話をしたいので待っていただけ

ますか」ということを言われまして、それで連れていかれたのが、裁判員の人たちを含めた反省会ですかね。お菓子とか飲物とかがあって、「裁判員裁判は（待遇が）違うんだな」と。反省会をやっているんですね、裁判員裁判が終わった後に。その後に私が呼ばれて、裁判官の方とも「どういうところが難しいんですか」とか、「苦勞されていますけれども、どういうところがやりにくかったですか」とか、いろいろ聞いてくれまして。初めてだったですね、そういうことは。だけれども、これがルールとしてやっていただけると一番いいんだろうなど。個人の裁判官の判断ではなくて。その一回だけだったので。それは非常に参考になりました。裁判官のいろんな考えが、ある意味、分かってきて、よかったですね。

(5)その他

OLさん 研修で用語や訳文を指摘されてもショックを受けずに

講師の方は、私が参加したときは2回ともとても人間的にも魅力があって、お話も面白かったので参加できてよかったなと思います。講師や受講生によって用語とか訳文とか違ってくるので、指摘されたりもするんですけども。講師の先生も、通訳人同士でペアを組んで、仕事をする前に相性がよくないと、私はこの用語を使いたいけれども、あなたはその用語を使うのねとか、用語を一致させるだけでもなかなかコミュニケーションを取るのが難しいということがあるそうです。それは何となく想像できるなと思いました。だから、用語や訳文は違っても、それを指摘されてもあまりショックを受けなくて、そういう言い方もあるんだなとか、そういう翻訳をされる方もいるんだなというふうな割とフラットな気持ちで受け入れるのがいいのかなと思いました。

3. コロナ禍での法廷通訳

(1)マスクごしの通訳は難しい

○Jさん コロナ禍で公判期日が二転三転

(コロナ禍で)裁判員裁判の日程が非常に変わりやすかったです。「お願いしていたんですけども、この日が駄目になりました」とか、事情は詳しくは言われないんですけども、例えば誰かが感染したとか、海外の人が出頭しなければいけないときに、入国して現地に来るまでも時間がかかったんだと思いますけれども、それで日程が結構何回も変わって。いつも法廷に行くたびに「何回も変わってすみません」ということを言われて。また、裁判の冒頭で「日程が変わったことを皆さんに謝罪（するので訳して）してください」とも言われました。

ODさん マスクをした被告人の話は聞きづらい

マスクをしている方の被告の方のお話を聞くのは非常に大変で、ですので、特に文章が長くなったりすると苦勞したんです。私は（法廷通訳の頻度は）月に1回あるかないか、あるいは3カ月に1回あるかないかぐらいの回数です。たまたま、今まで担当した方は割としゃべる方ではなくて、ぽつりぽつりとゆっくりと話すような方ばかりだったので、それほど困ったということはないんですけども、マスクをしているので表情が見えにくいということで、裁判官の方もその辺は苦勞されるんじゃないかなと思いました。

○Jさん ヘッドセットの消毒無し、法廷内は仕切り無し

（法廷内の）感染対策は法廷のドアの前に消毒液があって消毒するくらいで、あとは傍聴席の人数制限です。でも、通訳人の席に関しては何ら感染対策が取られていないと私は思いました。（ワイヤレスの）ヘッドセットはどう考えても事前に消毒しているとは思えないですし、そもそも裁判員裁判のときに私たちは大体、休憩ごとに交代していたんですけども、そのときに同じヘッドセットを使っていましたので。別にシュッシュッと消毒するわけでもないですし、だから非常に不安な感じはしました。そして、弁護人のところには被告人も隣に座っていたりするわけですけども、仕切りがあるわけでもなく、ぎゅうぎゅう詰めに座っていて、そして、しばしばひそひそ話をするんですね。だから、ここで誰かがコロナ感染になって、通訳人も弁護人も（感染して）裁判がストップしたらどうするんだろうと、ときどきして参加していました。一方、裁判員の席は仕切りがあるんですね。だから、裁判員は守られているんだなということは思いましたね。

○Bさん クリアマスク使用の可否は地裁による

感染対策としては、裁判所としては休廷の間はドアを開けたりとかしているんですけども、法廷の中ではみんなマスク着用ということで、（マスクを着用しての）通訳は非常に苦しい。裁判員裁判をやったときは、（書記官に）お願いして「料理人が使うクリアマスクにさせてくれ、苦しいから」と。そして裁判官から呼ばれて（クリアマスクを着用した状態を）見せて、「いいだろう」ということで許可が下りたので、その地裁ではずっとそのクリアマスクで普通に通訳することができたんです。……別の地裁で何も申し上げずにそれを使ったら、書記官が「それはいいかどうか、裁判官に聞かないと分かりません」という

ことになって裁判官に聞いたら、裁判官が「それはやめてください、できればマスクも布じゃなくて不織布マスクを使ってください」ということで、大変苦しい思いをして通訳した気がします。

また別の地裁はとっても親切で、クリアファイルをきれいに自分で切り貼りましたもの（パーテーション）を書記官が作ってくださって、「どうぞ自由に、マスクなくてもいいです」みたいにやってくださったので、すごいなと感動しました。

OCさん 弁護人接見はマスクなしで

弁護人との接見のときに（接見室で被告人側と弁護人・通訳人を隔てる）ガラスがあり、マスクがなくても、そもそも聞き取りにくかったり、音響に慣れるまでに時間がかかったんです。しかも、しばらくマスクを被告人にもしてもらっていたんですけれども、私も聞き取りにくくて。そうしたら弁護人の方が「ここではマスクを取ってください、マスクを取っていいから」と言ってくれて、被告人は今、（接見室内で）マスクなしで弁護人接見をしている状態です。

ただ、法廷だと「マスクをしましょう」と裁判官の方がリマインドしていて、被告人はマスクをしちゃうのかなと思います。私は日本語が母語なので、日本語で誰かがマスクをして話していても、全然聞き取れるんですけれども、外国語で（話す人が）マスクをされていて、しかも、その人が、もともと滑舌がそんなによくなかったりとかすると聞き取れないんですよ。でも、仕方ないのかなと思ったりもします。また、弁護人は被告人質問のときだけでも、顔とか表情が見えるようにマスクをあまりしてほしくないと思っていたようなんです。でも、それは認められないみたいです。

(2)解決法

OBさん 積極的に裁判所に働きかけ、ワイヤレス2台を使う

（ワイヤレスシステムは通常、通訳人の声を被告人が聞くという一方通行で、被告人の声が小さいと通訳人には聞こえないが、そんな場合は）2台を用意してもらおうといいですよ。（被告人と通訳人がそれぞれヘッドセットを着けて）私がイヤホンで聞ける。頼むんですよ、書記官に。「被告人にも（ヘッドセットを）渡してください、聞こえませんが、マスクをしているから」と。「聞こえませんが、聞こえませんが」と言って。書記官が対応してくれなかったら、裁判が始まってから、「裁判官、すみませんが、聞こえませんが、ワイヤレスをつけてもらってください」というとやってくれます。「聞けないと訳せませんので」というとやってく

れますよ。それをやってくれない場所だと、もうちょっと被告人に近い席にさせてくれるんです。そうすると、こちらが逆を向いて裁判官を見て通訳する、横に被告人がいて通訳するという形になりますけれども、でも、聞けますから。

OLさん 書記官席の録音装置からイヤホンで聞く

この2～3年でみんな学習してきたのか、去年（2021年）の裁判員裁判の最後の事件では、ヘッドセットですね、皆さん気になると思うんですけれども、通訳人2人別々に袋入りで渡されて「これは消毒してありますので、取り出したら中に戻さないでくださいね」と言われたので、恐らくは毎回消毒してくれていたのかなと思います。

コロナが始まって「ステイホームしないといけない」というぐらいみんなが殺気立っている状態より前のときは、被告人にマウスガードをつけてもらっていました。食堂の方がつけているような口だけプラスチックで隠れるようにしているのを使っていました。……感染予防効果は全くないと思うんですけれども、声が籠もらないのですごくよく聞こえました。それ以外はずっと全員不織布というのが続いて、去年（2021年）は駄目ですね、おととしの最後の事件のときは弁護人から表情が見えないのが困るので、被告人にはフェイスガードをさせてくださいという要望が（弁護人から）出まして、被告人2人だったんですけれども、証言台に行くときだけフェイスガードをしてしゃべってもらいました。このときも声が籠もらなくて、まあまあ聞こえたかなと思います。

……通訳人としては、声が聞こえるか聞こえないかがちょっと一番の心配事なんですけれども、弁護人の先生は（被告人の）表情が見えないのが嫌だったみたいです。それ以外はほぼほぼ毎回、全員不織布のマスクをきちんとつけるということで、声が聞き取りにくいんじゃないか、籠もってしまう、そういう声質の人もいるので、ちょっと心配だなと思ったところ、書記官席に録音装置があり「そこにイヤホンジャックがあるので、自分のイヤホンを入れるとマイクで拾った声が直接聞こえますよ」と言われて、その1回は録音装置にイヤホンを入れて聞いていました。それはまあまあよく聞こえました。誰の声もマイクで拾った声は割とはっきり入るので、裁判員の方がしゃべっても検察官がしゃべってもイヤホンジャックに入れたイヤホンをつけると、それなりにはっきり聞こえました。

4. その他

(1) 遠距離移動の旅費、証人が出頭せず通訳料補償なし

○Aさん 遠距離移動の旅費

通訳人の旅費の関係の話で、裁判所によって 100 キロを超えると特急券を出すというところと、超えても出さないというところがあり、県をまたぐと違うということがありまして、あれって不思議ですね、何でそうなるのか。大部分の地裁では（移動距離が）100 キロを超えると特急券、新幹線（料金）を出すんですけども、ある地裁ではそういうのがなかったんです。書記官も（ルールを）知らなくて、「出るはずですよ」とか話をして、「これまで一度も出たことがないので、念のため、会計に確認にさせていただきますか」といったら、「やっぱり先生、出ないそうです」という話になるくらい、どうもよく分からないことがありまして。それで、いつも遠方（の地裁から依頼があると）「念のため、会計の方に確認してもらえますか」と確認してもらうことにしているんです。

○Cさん 遠距離手当がない

遠距離手当というのが多分ないと思うんです、日当はあると思うんですけれども。私は以前、東北に住んでいて、東北から千葉に通ったりとか、今は京都から東京に通っているんですけれども、例えば公判前整理手続は 30 分ぐらいで終わるんです。そのためだけに片道 2 時間かけて。公判前整理手続の前後に弁護人の接見とかもあると、行った甲斐があるんですけれども、本当に 30 分ぐらいだけのために行くというのは結構大変だなと思う。

○Bさん 証人が出頭せず旅費日当も通訳料も無し

「裁判で証人がスペイン語なので来てください」と言われるときがあるんです。最初にその話を聞いたときに。書記官が「もし証人が来なかったら、ごめんなさいね」と言ったんです。「ごめんなさいね」の意味を、私ももっと深く追求しておけばよかったんですけれども、蓋を開けてみたら、通訳費はなくても理解できるけれど、旅費日当すら出ていなくて、「これはどういうことか」と電話したら「来なかったときには、ごめんなさいということだったんです」と。「ごめんなさい」は「何も払いません」だったんです。でも、それは後になって（苦情を言って）しまったので、その件は泣き寝入りしました。……次に（同様の依頼を）言われたときに、「証人が来なかったときはどうなるんですか」と言ったら、

「旅費日当はお支払いします。旅費日当だけ」と。それは（自宅から）近い（地裁だ）からいいですが、それが遠隔地で、もしそれで（証人が）来なくて旅費日当だけって。本当に3千円ぐらいの日当で、あとは旅費はほとんど相殺されますので、何時間もかけて行って（通訳ができないと）、これは士気が落ちるといいますか、「裁判所は通訳人を大事にしていらないな」と思うんですね。どこかの研修で裁判官が「何とか通訳人を増やしたいから、何か（通訳人の仕事の楽しさを）アピールするものはないですか」と言われたんですが、「これじゃアピールできないよ」と本当に思いました。まず、費用のことについては必ず改善してもらいたいというのが希望です。

……裁判に関連して翻訳を頼まれることもありますよね。一審の判決を訳してくださいとか、あるいは特別に出てきたこの検察官の文書を訳してくださいというの。平均的には1枚3千円ぐらいのレベルで、これは（翻訳料が）はっきりしていないなと思うんです。ほかの翻訳会社のように1ワードいくらとか、もうちょっと厳密な、現代の世の中に合った算定方法があつてしかるべきじゃないかと思います。

○Jさん 研修の受講生が減り続けてキャンセル、補償なし

（講師をした時は）受講者の数はそんなに多くなくてもやるんですね。例えば1名であるとか2名、1名でもやったり2名であるときもやるんですね。例えば最初の予定が3名で、テキストを準備してくださいと言われるんですけども、1人やっぱり都合が悪くなりました、もう1人都合が悪くなりました。でも、「1名でもやるので、予定しておいてください」と言われるんですけども、（研修の）2日くらい前になって「3人目もキャンセルになりました」と。そういうことで研修そのものがなくなったということが実は何度もありました。コロナ禍前もそうだったんですけども、コロナ禍で予定された研修が、参加者がゼロで中止になったというケースがあったので。意外と受講者だけでなく講師も一生懸命準備をしているので「準備の分はどうしてくれるんだ」と思ったものでした。

○Jさん 出張で新幹線を使えない？

（講師として）他県にも結構行くんですね。行くんですけども、なぜか、ただけのお金が全部同じなんですね。ほとんど同じなんです。それで、初めて他県に行くときに「これは新幹線を使ってもいいんですか」と聞いたら「いいですよ」と言うので、「新幹線を使ってもいいというのは新幹線のお金（特急料金）も出ますよね」という意味での私は質問だったんですけども、裁判所にしてみ

ると「交通手段は何を使ってもいいけれども、出すお金は別に変えません（在来線料金のまま）」という意味だったようで。だから、交通費（特急料金）は余分には出なかったの、多分、裁判員裁判の方々にはちゃんと普通に経費として交通費が出ると思うので、研修の講師にももちろん実費でいいので、研修講師料以外に交通費（特急料金を含む）も出していただきたいなと思いました。

（研修の講師をする）前に、（通訳人候補者への）面接も入ってくる時があるんですよ。研修の前に面接をして、合格したら研修に参加という、基礎セミナーの場合がそうなんですけれども、そのときに面接をすると2時間くらい取られるので、拘束時間も長いんですけれども、でも、お金（講師謝金）もまた変わらないんですね。それで、すごいびっくりして、裁判所の事務官に伝えたら、裁判官に交渉してくれて、次のときからは面接のときの手当が出たんですね。増えたんですね。だからやっぱり「文句を言ったからこの通訳人はよくない、生意気と思われて断られるかもしれない、頼まれなくなるかもしれない」というのはあまり気にしないで、やっぱり正当な要求はしたほうがいいんだなというふうに思いました。

（2）法廷通訳もデジタル化を

○Jさん 文書はメール添付で欲しい

……常々、文書をメールで送付ということをしていただければ大変ありがたいと思っていましたんですけれども、それは何かセキュリティの問題でいけないのだということで、必ず郵送か手渡しかファクスだと言われていたわけなんですけれども……（誤送信もあるので）ファクスで送るんだったら Eメールのほうがよっぽど安全じゃないかと思ったんですね。昨年、弁護人をお願いしてみるとメールで文書を送ってくれました。大変ありがたかったです。……昨年、裁判員裁判が私2件あったんですけれども、検察官も送ってくれました。……それで、本当に助かりました。これはコロナ禍だったからなのか、裁判員裁判はすごく処理する書面が多いから、それで配慮するようというふうに言われたのかどうか分かりませんが、いずれ電子媒体で送られるケースがこの2年はあったので、これが一般化すればいいなというふうに思いました。

○Cさん メール添付で資料が欲しい

私も原稿を事前に訳しておくというのが大変だなと思うんです。特に弁護人のほうが裁判員裁判とかで弁護人の弁論とかも、最終日とかのほうのときにぎりぎりということがよく多いんです。全体的に検察のほうがちちゃんと読むもの

を用意してくれているということがあります。ただ、検察はメール等でやり取りができないので、(原稿を受け取る時に)自分が家にいないといけないというのが少し面倒かなと思います。

○Lさん 検察庁はメールが使えない

原則的には検察庁がメールは使えないというのが現状かなと思います。……時期はコロナになってからで、去年(2021年)だったと思います。私はふだんからよくコミュニケーションを取っている通訳人の方に聞くと、「明日論告ですよ」というときに(文書を送るのに)「メールを使えません」と。検察庁は(通訳人に)メールを送れませんというので、(通訳人の)自宅まで行って、自宅のポストに検察官なり事務官なりが入れてくれるそうです。

○Jさん オンライン通訳を広めてほしい

今まで駄目だと思っていたことがコロナ禍だったからできて、コロナ禍が終了してもやってもいいのではないかと思ったことがあります。それはオンラインでの通訳です。……オンライン通訳と、通訳人のオンライン面接、研修、この3つをしました。……ビデオリンクは裁判所と裁判所をつないで法廷通訳人候補者の面接で使いました。……私はそれ初めてだったんですけれども、「こちらには来なくていいので、○○裁判所に行ってください」と言われて、それでビデオリンクで他県の裁判官と私と、その県の裁判所に来ている候補者で三者面接をビデオリンクで行いました。それはもう本当に、交通費とか移動の負担がなかったですし、音声も全然問題なかったし、すごくすばらしいと思いました。

○Jさん オンラインで研修

(研修の)第2段階の法廷通訳セミナーで、コロナ禍ということで集まりづらいということで、ビデオリンクで講師がいるところにつないで、(受講生の)みんながそれぞれの所属する裁判所のところに行って受講すると、そういう研修がありました(2022年1月)。……(口元が)見えるし、表情も見えるし、受講者はみんな1人ずつなので誰もマスクをしなくてもよくて、すごくいいですよ。

○Fさん Zoomは本庁間のみ?

裁判所の中でZoomを時々使うようになって、公判前(整理手続き)を行うときに、本当に30分とか20分とかのために遠隔地の地裁に行かなければいけない。そ

の無駄にようやく気づいてくださったようで、本庁と本庁はZoomで公判前もしくは期日間をやってくれるようになったんです。……一度、〇〇支部で案件抱えていたことがあって、そこでの期日間を同じようにできないかって伝えたんですね。片道3時間以上かかりますし、支払われる通訳料はご存じのように30分ぶんという形だったので、お願いしたんですけども「支部は無理」だと。支部と本庁をつないで期日間をZoomでするとするのは無理と。そういう、とてもとても不思議な現象がありました。「技術的な問題」と言われてはいたんですけども、もちろん〇〇支部でもビデオリンクは使ったりとかするので、どういった技術的な問題なのかは分かりませんが、支部と本庁でそういった差があるということがありました。

(3) 被告人の文化的背景

〇Aさん 司法制度の違いを被告人が理解するのが困難

私が担当する言語を使う国の司法制度は日本とは違うので、そのまま直訳してもなかなか分かりにくいという問題もあります。例えば懲役刑（の違い）や、執行猶予（制度）がないんですよ。基本的にないんですよ。ないから、改めて（用語を）作っているわけなんですよ。そういう制度上の違い。2つめは、（自分が通訳をして）それを聞いている被告人が（内容を）理解できるかできないかは、その人の学歴とか教養によってかなり影響されてくる。全体として、言葉が悪いですが、（被告人は）低学歴という傾向が非常に強い。そうすると、例えば英語が分かる人や、日頃から新聞を読み慣れている人ではなくて、本当に個人間の会話でしかやっていない、高校卒業ぐらい（の人たち）で。日本に来て同じ仲間のグループとばかり話していて、仕事で日本語はしゃべっているんだけど、裁判になっても何だかわけが分からないという状況だとすると、その相手にこちらが新たに作った言葉（用語）を出して分かるかどうかというのが分からないんです。

弁護人の接見とかに同行して、弁護人が日本の刑事裁判のシステムはこうですよと説明してくれて、そこでいろいろ説明して、分かってくれて裁判に臨めばベストなんですけれども、これは弁護人の先生次第なので、そこまで時間をかけるか。もう一つは被告人のほうも、とにかく裁判では「はい、はい」と言っておけば早く終わって強制退去も早く手続きされるから、いろいろ（細かいことは）分からなくても「はい、はい」と言っておけばいいとか思っている可能性が非常にあります。だから、あえて「分からない」とかをそこで言わないんですよ。そうすると、（被告人は）「はい」とか言ってとにかく（審理が）進んでいっちゃう

と。そうすると、分かっているのか分からないのかというのが誰も分からないんですね。

OCさん 日本の「常識」で外国人の被告人を見定め

最近よく考えるのが、日本文化（の影響です）。日本で裁判を外国人に対して行うということで、例えば弁護人とかが被告人質問の準備とかで行う質問が、（日本で育った）「日本人」が聞いているなど。例えば「観光で日本に来たというのに、何で日本のガイドブックがないの？」と聞くわけです。日本人が観光に行くときは必ずガイドブックを持っていくものだから「ガイドブックを持っていないのは変じゃないか」とか、あとは「せっかくなので、どうして観光の準備をしていないの」とか、「何を見る予定だったの」とか、「何も見る予定がなかったのは変じゃないか」という質問があると、『日本人』が日本の文化（の基準で）で被告人のことを見ているな」というのがあります。それは多分、裁判官も裁判員とかも検察とかもそうだと思うんですけども。

OCさん 犯罪誘発の原因を日本的基準で思い込み

いろんな文化のエピソードで2点、日本的だなというのがありました。日本って雇用形態にこだわって、正社員か、そうじゃないかで人柄を判断するというようなことがあるのかなと思います。「あなたは正社員ですか」という被告人質問があるので、「正社員じゃないと駄目」みたいな、そういう（正社員でなければ）イメージが悪くなるということとか、貯金文化が日本はあると思うんですけども、「あなたは貯金がないから、こういう犯罪に手を染めたんでしょう」みたいな、こういう（審理の）流れになりがちなのかなと思いました。

OCさん 法曹三者は異文化理解を

裁判とか検察とかと私が話す機会はないので、その裁判の場で異文化理解とか、多文化理解のことについて私が発言するような機会は全くないです。多分、弁護人は被告人の味方ですから（異文化を）理解をしようとするのかもしれないんですけども、多分、検察とか裁判所とかではあまり異文化理解、文化が違うとかということを感じていないのかなとは思いますが。

OBさん 被告人の文化的背景の知識を少しでも

文化の違いというのは本当に大事なことだと思います。各国、育ってきた環境と文化は全然異なりますので、本当に日本の感覚だけで「ガイドブックを持って

いかないで旅行なんてないだろう」というのは、今どき、そんなのはないですよ、みんなスマホで、指一本で調べられるぐらいの（時代に）。……例えば、日本で「何で（お金を）盗んじゃったの」と問われ、「20歳の娘に晴れ着を買ってあげたいと思った」としたら、日本人はみんな成人式だと思うから、「成人式でお金を使うので盗んじゃったのね」と理解すると思うんですけども、南米人のある男性が、妹の15歳の誕生日にプレゼントを買って上げようと思ったからお金を盗んだ。そうすると、日本人は「何で15歳の誕生日でお金が必要な？」と思うんですけども、実は15歳の女性には、日本でいう「晴れ着」の文化があるんです、その国では。女性だけ盛大にきれいなドレスを着てやる成人式みたいなもので、それが大人になった印です。それを（公判中に私は）言いたくて言いたくてしょうがないけれども、被告人が説明しない限り、私は余計なことを言えないので、淡々と裁判が終わって（自分は）悶々として、結局、裁判が終わった後で書記官に「実は南米では……」と、「バックグラウンドを話すところなんですよ、心にとめておいてください」と言って、それが通じたかどうかは分かりませんが、非常にもどかしい思いをしました。全部とは言いませんけれども、裁判をする国の被告人のバックグラウンド（文化的背景）の簡単な一覧表があるといいんですよ。1月はどんなお祭りがあってとか、せめてぱっと分かるように、例えば裁判員裁判をするのだったら、それを1枚、裁判員にも出して「この国はこんな歴史があるんだね、なるほど」という配慮があってもいいかなと個人的には思います。

(4)法曹三者との対話を

○Fさん 通訳人が裁判所に意見を言う方法がない

私たち、どうしても個人で（仕事を）していて、横のつながりがなかなかないので。お支払い（報酬）のこととか、皆さん言いたいこと、とてもたくさんあるんです。ほかの通訳人と、コロナ前は時々飲みに行ったり、というのもあったんですけども、そういったもの（裁判所への要望）を持っていく場所がない。〇〇地裁の外国人委員会の委員長との懇談会も昔はあったんです。そういったところで、本当に毎回毎回支払いのこととかを言うんですけども、そこでどうしても止まってしまって（解決策は提示されず）、「そうですよね」で終わってしまう。要するに私たちが気持ちを持っていく場所がないというのが、すごく問題だと思うんです。

32年前より支払い基準が落ちているなんて、多分誰も知らないでしょう。また、裁判所と検察庁と弁護士会の代表の人が集まって、そこに通訳人が代表で2人

呼ばれて、そこで話した後に質疑応答もあったんですね。そのときの議事録が全部まとめられて、弁護士会で弁護人に全部配ったことがあって、知り合いの弁護士から「こういうことをどんどん発言したほうがいいよ」と言われたんですけど、「じゃ、その発言する場所を下さい」という。そういう状況なので、ないがしろにされている部分というのが、めちゃくちゃあると思うんです、通訳人は。本当に「やりがい搾取だよ」っていうことがめちゃくちゃあるので、それを本当に改善していかないと、（東京で同じ担当言語の通訳人の中では）私が一番、多分若いんですね。その下がない。本当に（通訳人の待遇を）改善していかないと、今度そのとぼっちりを食らうのは、かなり弱い立場にいる被告人です。それで（問題が発生してから）いろいろ裁判所も言われて（から対応するのでは）、本当に遅いと思うので、改善するための受け口、ご意見ポストみたいなのが本当に欲しいなという、そこです。

(5)その他

OBさん LGBTQの言語表現

私がこの1~2年、非常に悩んでいるのはLGBTQとかバイナリー、ノンバイナリーの方の言葉の表現なんです。特にスペイン語は女性名詞、男性名詞、動詞や形容詞にも女性形、男性形というのがあって。女性なんだけれども、自分は男のつもりで話している人、それから、その逆、あるいはそうじゃない言葉遣いによって、スペイン語では（その違いが）分かるんですけども、日本語で「私」とだけで訳すと（違いが）通じないんですよ、一人称を言っているんだなという感じで。

OCさん 訳し方ひとつで心証が変わるから責任重大

法廷通訳は重要だなと、やっていて怖い（と思う）ことがあると思うんです。法廷通訳の通訳の仕方被告の心証とかが変わってしまうとかあると思うんです。先週、自分でやっていたのが、（通訳人が）「彼を信じました」という（訳す）のか、「彼を信じてしまいました」という（訳す）かで、（同じ）「だまされた」という意味でも、どちらで訳すかによって被告人に対する印象が変わってしまう可能性があるんで、責任はあるなと思います。どちらで訳すかと迷うこと自体が、既に重いんですよ。選択肢、権限が自分に、残念ながらあるので。

OAさん 要通訳被告人の高齢化

捜査段階で逮捕されて取調べを受けて、起訴されて留置されている間に体が

動かなくなったりとか、しゃべれなくなったりとか、いろんな障害が出てきて、それで最終的に亡くなった被告人がいました。かなり高齢の方ではあったんですけど、(私が通訳をしてきた)この20年、そういうことはなかったもので、これからひょっとしたら、そういうことが出てくるのかなど。ですから、警察署(等の留置施設)に入っちゃうと、かえって(身体が)動かなくなっていて、帰ってからのどうなるのかなど。そういう問題が最近1件、去年(2021年)、ありまして。これまでは考えられなかった、ということがありました。

OGさん 通訳人の大変さは共感されづらい

通訳って、本当に自分が主人公になれるわけじゃないですけど、でも、通訳がいなきゃ始まらないのに、その大切さを誰も分かってくれないって。通訳自身は分かっているんですけど、通訳の経験者は分かるんですけど、そうじゃない人たちは、本当に、何でもかんでも訳せると思っているの。いや、絶対そうじゃないんですよ。なので、それだったら普通に、例えば派遣でどっかの区役所へ行ったりとか、どこかの民間でちょっと働いたりしている方が、まだ楽かなと。

OJさん 通訳人同士の交流の場が欲しい

……以前 Facebook で法廷通訳人のグループがあって、いろんなイベントの案内とか研究のアンケートの依頼とかあって利用していたんですけども、あれ、最近見ないなと思って探したら、いつの間にかグループがなくなっていて。非常に寂しいなと思ったんですね。……私はそんな情報交換のグループがあったほうがいいのではないかなと思っています。

OLさん 報酬目的だけでは難しい仕事

裁判長から最初に「この仕事はボランティアの精神がないとやっていけませんよ」と、13年前ぐらいに裁判員裁判の通訳人が必要だということで急遽登録するときになった面接でそのように言われました。なるほど。全然お金がもらえないというわけではないけれども、これだけで生活を成り立たせるとか、これでたくさんお金をもうけるとか、そういうのは仕事のときは頭から除外して、この事件と被告人に興味を持って、そこに楽しみではないですけども、この事件に興味を無理やり持たせるとか、この被告人に無理やり自分が興味を持つように仕向けて仕事をしていく、その繰り返しなのかなと思いました。

8. Summary of Results of the Survey

This survey targeted court interpreters in Japan. 101 respondents participated in the first survey in 2012, 55 in the second survey in 2017, and 39 in this survey. The demographics of the respondents were similar to previous surveys: highly educated individuals in their 40s and 50s, fluent in the language, and predominantly female.

A new question addressed the situation after the spread of COVID-19. After February 2020, 80% of respondents had interpreted in courtrooms. About half reported a decrease in the number of cases they worked with.

An online roundtable discussion was conducted with 12 consenting respondents. Seven requests were made to the court: (1) clarification of compensation standards; (2) availability of court documents one week in advance; (3) allowing of email as a delivery method for court documents; (4) wider use of online interpretation; (5) more training opportunities; (6) compensation for interpreters unable to provide trial interpretation due to no fault of their own; and (7) establishment of a forum for court interpreters and legal professionals to exchange opinions. Items (3), (4), and (6) are new requests, while items (1), (2), (5), and (7) have been mentioned in previous surveys. The digitalization of judicial procedures is necessary.

(Note)

Please refer to the pages no. 19-37 (in Japanese) as well, as they demonstrate survey forms with numerical values in simple tabulation.

お詫びと訂正

2017年に刊行しました『2017 法廷通訳の仕事に関する調査報告書』に以下の誤りがありました。訂正をするとともに深くお詫びを申し上げます。

44 ページ（および、同データを引用する 5 ページ、13 ページ）

20. 法廷通訳による心理的負担についておたずねします。法廷通訳をしていて、以下のような心理的負担を感じたことはありますか。（複数回答可）（N=46） ⇒ N=55

公開の場で通訳することに、プレッシャーを感じる 30 (~~65.2%~~) ⇒ 54.5%

凄惨な事件現場の写真等を見て、ショックを受ける 3 (~~6.5%~~) ⇒ 5.5%

事件のことを思い出し、PTSDのような症状が出る（PTSD：心的外傷後ストレス障害。事件の出来事をまるで自分が体験あるいは目撃したように感じ、恐怖やイライラの症状がでる）3 (~~6.5%~~) ⇒ 5.5%

守秘義務があるので、事件のことを他人に話せず、ストレスがたまる 10 (~~21.7%~~) ⇒ 18.2%

誰かに誤訳や訳し落としを指摘されて、批判を受けるのではないかと不安に思う 23 (~~50.0%~~) ⇒ 41.8%

自分の誤訳や訳し落としにより、他人の人生が左右されることに不安を覚える 21 (~~45.7%~~) ⇒ 38.2%

犯罪者と間近に接することに、嫌悪や恐怖を感じる 4 (~~8.7%~~) ⇒ 7.3%

被告人に感情移入してしまい、被告人を気の毒に思い、ずっと気になる 7 (~~15.2%~~) ⇒ 12.7%

その他 2 (~~5.7%~~) ⇒ 7.3%

<ご注意>

(1) これは、「2022 法廷通訳の仕事に関する調査報告書」です。お問合せは下記の事務局・高畑までお願いします。

(2) この報告書にある記述を転載・引用される場合は、引用元として「高畑幸・坂巻静佳・森直香・水野かほる、2023、『2022 法廷通訳の仕事に関する調査報告書』静岡県立大学法廷通訳研究会」と表記してください。

(3) 2012 年調査および 2017 年調査の PDF 版をダウンロードできます。

2012 年調査 <http://id.nii.ac.jp/1417/00004531/>

2017 年調査 <http://id.nii.ac.jp/1417/00004532/>

<静岡県立大学法廷通訳研究会>

代表 水野かほる 静岡県立大学国際関係学部 教授 (日本語教育)
高畑 幸 静岡県立大学国際関係学部 教授 (社会学)
坂巻静佳 静岡県立大学国際関係学部 准教授 (国際法)
森 直香 静岡県立大学国際関係学部 准教授 (スペイン語教育、
スペイン文学)

(所属・職名はいずれも 2023 年 3 月現在)

2022 法廷通訳の仕事に関する調査報告書

編集・発行 静岡県立大学法廷通訳研究会

2023 年 3 月 22 日

高畑幸 坂巻静佳 森直香 水野かほる

事務局: 〒422-8526 静岡市駿河区谷田 52-1

静岡県立大学国際関係学部・高畑研究室 メール: takahata@u-shizuoka-ken.ac.jp

表紙イラスト: 榎本よしたか

2022 Court Interpreters in Japan Survey Report

Edited and Published by University of Shizuoka Court Interpreters Research Team March 22, 2022

Address: c/o Sachi Takahata, School of International Relations, University of Shizuoka

52-1 Yada, Suruga-ku, Shizuoka City, Shizuoka 422-8526 Japan Email: takahata@u-shizuoka-ken.ac.jp